

令和2年12月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年12月1日(火)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和2年12月1日(火) 午前9時02分
閉 会 日 時	令和2年12月1日(火) 午後3時17分
委 員 長	頓所 澄江
委員会出席議員	
委 員 長	頓所 澄江
副 委 員 長	小泉 晋史
委 員	加藤 久子 織田 京子 金子 雄一 橋本 稔 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	7人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 9 4 号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 5 号	鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 9 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 1 0 5 号	令和 2 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議請第 4 号	笠原小学校の存続に関する請願書	不採択

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	田口千恵子	教育部長	齊藤 隆志
こども未来部副部長	小林 宣也	教育部参与	野本 昌宏
こども未来部参事兼		教育部副部長	清水 千之
こども応援課長	染谷 秀幸	教育総務課長	鳥沢 保行
こども応援課副参事	久保田明子	中学校給食センター所長	神田 英昭
子育て支援課長	伊藤 和代	教育部参事兼	
保育課長	佐々木晴美	生涯学習課長	田島 盛明
		生涯学習課副参事	高橋 和久
(健康福祉部)		教育部参事兼	
健康福祉部長	高木 啓一	中央公民館長	島村 信行
健康福祉部副部長	木村 勝美	スポーツ課長	竹井 豊
健康福祉部参事兼		教育部副部長兼	
福祉課長	沼上 勝	学務課長	大島 進
福祉課副参事	服部 和代	学務課副参事	棚澤 大輔
障がい福祉課長	新島 政博	学校支援課長	穂山 孝幸
健康福祉部参事		学校支援課副参事	若林 朋子
兼健康づくり課長	清水 恵子		
健康づくり課副参事	中山 尚子	吹上支所副支所長	吉田 勝彦
健康福祉部参事兼		川里支所副支所長	加藤 勝美
介護保険課長	矢澤 欣子		
		書 記	森田 慎三
		書 記	松岡 佐織

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。加藤久子委員と金子雄一委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第94号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第95号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第102号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第9号)のうち本委員会に付託された部分、議案第105号 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議請第4号 笠原小学校の存続に関する請願書の議案4件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第94号について審査を行い、次に議案第102号の一般会計補正予算について審査を行います。次に、健康福祉部に係る特別会計の補正予算の議案第105号について審査を行います。その後、休憩して、教育部に係る議案第95号及び議請第4号に直接関係のない執行部の退席の後、再開し、議案第95号について審査を行います。審査は全て、執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順に進めたいと思います。次に、議請第4号について紹介議員からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、質疑につきましては、委員1人当たり、質疑、答弁を含め20分を目標に、委員の皆様のご協力をお願いいたします。この方法で異議はございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない執行部の退席を認めます。

初めに、議案第94号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 議案第94号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の改正につきまし

ては、令和2年度税制改正による地方税法の改正に伴い、介護保険条例附則第6条につきまして、特例基準割合等の名称を変更するものでございます。

介護保険料の延滞金につきましては、地方自治法第231条の3に基づき、地方税の例により徴収しております。地方税法附則第3条の2において租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備がございましたので、それに伴い改正するもので、施行日は令和3年1月1日でございます。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（橋本）それでは、1点だけ質問させていただきます。

これ文言の整理というふうに聞いているのですけれども、よい機会ですので、この介護保険の延滞者の状況、そしてこの延滞者に対してどのような対応を取っているのか、それだけお伺いいたします。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）令和2年11月12日時点の滞納状況は、現年分、滞繰分合計で保険料の滞納額は1,963万5,900円で、延滞金は、確定延滞金は162万3,700円、未確定の延滞金は100万3,200円で、延滞金の合計は262万6,900円になります。納期限までに納付が確認できない場合につきましては、納期限からおおむね20日後に督促状を送付いたします。その後は、現年のみ滞納がある場合には督促状に催告書を同封するなど、最低年1回の催告をして納付折衝の機会を得るようにしております。納付されないものにつきましては、財産調査で差押え可能な財産があれば差押えを執行し、保険料や延滞金に配当いたします。介護保険料の時効は2年ですので、それまでに保険料を完納していないと介護保険の給付を一定期間制限されることになります。

以上でございます。

（橋本）ちょっと再質問として、これ毎年毎年増えているのか減っているのか、そこだけ教えていただけますか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）滞納額につきましては、年々減少傾向

向にございます。

以上でございます。

（諏訪）すみませんが、通告しておりませんでした。滞納状況、今伺いたしまして、減少方向にあるということでございますけれども、給付の制限がある方がいらっしゃるのかどうか、また何人ぐらいいらっしゃるって、どういった利用で、給付制限を受けているのかだけ質問させていただきます。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）給付制限を受けている方が令和元年度決算で7名いらっしゃいます。給付額の減額、要するに窓口負担が本来なら1割負担の方が3割負担になる等、給付額の減額を受けている方が6件、それから償還払い化になっている方が1件いらっしゃいます。通常1年以上滞納すると全額自己負担というルールにはなっていますが、本市の場合、納付折衝をしまして、納付約束が取れた方については、これについては適用しておりません。ただし、2年以上滞納しますと時効で欠損になります。そういった方につきましては、負担割合の変更がございます。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第94号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第9号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

冒頭お願い申し上げましたけれども、質疑、答弁を含め20分を目標に、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(加藤) それでは、まず9ページの債務負担行為の件ですけれども、本会議の中でも質問がありました。スクールバス運行業務委託料554万4,000円というふうなことで、令和2年から3年度というふうな内容の債務負担行為だと思います。そして、先ほどの説明では笠原小学校から中央小へのバスの運行というふうなことなのだと思いますけれども、まず1点目、今中央小学校に通学している笠原小の1年生が2年生になってからも朝の送りをするということなのではないでしょうか。また、それとも、本会議の中でもあって、19校の中でも子どもたちが2キロ以上の通学している地域もたくさんあるというふうなことで、そういったこともこれ使えるのかみたいな、本会議の中でありましたけれども、これあくまでも今回は笠原小の関係だということになりました。その中で、これ554万4,000円ということですが、これはどこに業務委託をする予定になっているのでしょうか。

今は公用車でやっているのかなとは思いますが、これは本会議でもマイクロバスでというふうなことなのだと思いますけれども、バスも含め、運転士の方も含めた中での予算になるのでしょうか。そうはいつでも3年度までで、2年度から3年度までというのは、今、最初は職員さんがやっていたということですが、途中から違う方をお願いしたというふうな話がありましたよね。でも、2年度からというふうなことは、もうこの2年度のうちからこのような内容で始めるのでしょうか。

あと、来年の入学予定者の人は考えていないというふうなこともあった

のですけれども、本当大変な思いで笠原小に行っているのです、やはり送らなければいけないということはもちろん分かるのですけれども、5人の方の554万というふうに費用になるわけですから、これもし来年の1年生はあくまでも笠原小学校が通学区域ですよと説明もしたということも昨日の話でもあるのですけれども、ではもしその1年生、来年入学の1年生が2キロ以上の離れているところから中央小に行くというふうな希望があって入学する際には、やはりこのバスと一緒に学校まで行くということになるのでしょうか。

あと、2キロ以上離れているところの方で、在校生、既にお姉ちゃんかお兄さんか知らないですけれども、そういう方もいるということですが、そういう人たちは、たとえ2キロ以上離れていてもそのまま今までどおり歩いて行くということになるのかをまずお聞きしたいと思います。1つずつのほうがいいですよ。ずっと全部してしまうのではなくて。

(教育総務課長) それでは、お答えをさせていただきます。

まず、今年度通学支援をしております1年生が2年生になっても支援を行うかということですが、来年度につきましても引き続きまして朝の通学の支援を行いたいというふうに考えております。それと、委託先の業者はどこになるのかということなのですが、こちらのほうはこれから業者のほうを選定するのですけれども、市内のバス会社ですとか、市の業者の登録のあるバス会社のほうを指名いたしまして、入札等で選定をしていきたいというふうに思っております。

この債務負担行為の期間が令和2年度から令和3年度ということでご指摘いただいたところなのですけれども、こちらの金額のほうは500万を超える金額ということですので、こちら入札という手続が必要になってまいります。その入札の手続で今年度中に入札をいたしまして、業者を選定して、4月の早々から通学支援のほうを行いたいということから、年度のほうは2年度から3年度というふうになってございます。それと、来年度の新1年生、こちらにつきましても、鴻巣中央小学校から直線距離で2キロを超える児童を対象に、今年度と同じように、ご希

望があればバスでの登校支援をしていきたいというふうに考えております。

2キロ未満の子どもたちの対応はということなのですが、こちらの今現在の通学支援の対応は、小中学校の通学区域審議会の附帯意見の児童の登校の安全等について留意するという意見を受けまして行っているものでございまして、通常、通学区域の指定して弾力化等の対応につきましても、保護者が送迎をするというのが原則ということから、2キロ以内の子どもにつきましても保護者の方に対応していただこうと思っております。2キロを超える方につきましても、附帯意見の児童の安全に留意するということがございますので、バスでの登校支援のほうを対応したいと、このように考えております。

以上です。

（加藤）今の1年生を2年生に、令和4年の3月で一応閉校するというふうな計画があるわけなので、3年度というふうになっているのかもしれないのですが、では今実際2年生が普通に……今の2年生は笠原小に行っているわけですね。来年1年間は笠原小ですが、その後中央小学校に行くように、もし今回議決すればそうなるような方向になるのではないですか。そういう子どもたちは一切関係なく、今の1年生だけをそういった待遇というのか、そういうふうなことをしようとするのですか。それで、もし合併をした後に、距離は変わりませんよね。今中央小学校も行っているわけですから。いつまで今の1年生を朝送るという考えなのでしょうか。

（教育総務課長）現在の対応につきましても、あくまでも指定校の弾力化の対応ということでございまして、今回議会のほうに提案させていただいております笠原小学校の廃止に伴う議案のほうが可決されますと、教育委員会としては鴻巣中央小学校との統合を考えております。その場合、統合した後は、今度は指定校の弾力化ではなくて、学校が鴻巣中央小学校になるという仮定をいたしますれば当然に、大体今、市内の小学校通学区域なので、おおむね直線距離で2キロの範囲内に収まっているという状況もございまして、ですので、2キロ以上離れている

子どもたちにつきましては、新しいとか、今笠原小学校に通っている全ての児童の登校の支援、またその場合には下校の支援のほうも対応を考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

(加藤) そうですね。今の2年生から6年生まで、来年1年過ぎると6年生いなくなるわけですけれども、そういったことで今の4年生が6年生になるときに、やっぱり2キロ以上離れて中央小まで通わなければならないということに、調べてみなければ分からないですけれども、そういう子もいらっしゃると思うのです。そういうこともきちんと、今の1年生だけの対応ではなくて、やはり今後中央小にというふうになったときにはどうするかということをきちんと今から考えていかないと、そんなもしバスをもっと出すとなるとマイクロバスぐらいでは足りなくなると思います。そういうことも先を考慮しての今回の委託をしようというふうな考えなのか、この内容について最後の質問ですけれども。

(教育総務課長) 今後の対応についてということでございますけれども、他市の例も参考にしながら、近隣の市でもそういった対応しているところございますので、今のところの考えといたしましては、学校から直線距離で2キロ以上離れていて、さらに適正配置ですとか、そういった対応の中で、そういった今みたいな状況、笠原小学校みたいな状況が生まれたときにはバスの送迎を行いたいというふうに考えております。

以上です。

(加藤) 次、37ページに行きます。18節の負担金の関係ですけれども、これは新しく放課後児童クラブをというふうなことで、これ吹上小学校のというふうなことをお聞きしたと思うのですけれども、吹上小学校のほかの児童クラブは昨年から新しくまた始めていたのではないかなと思うのですけれども、またこれは別の内容になるのですか、まず。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 説明の中で北新宿第二土地区画整理事業地内にということで、新しい民間事業者が放課後児童クラブを新設するということ、実際そちらの放課後児童クラブが、吹上小学校が通学区の場所なのですが、下忍小学校の児童も対応しております。下

忍小学校と吹上小学校の通学児童が対象ということで開設を進めております。

先ほど委員さんから昨年吹上小学校の放課後児童クラブで新しく開設したところがあるのではないかというお話でしたが、昨年は吹上もろっ子児童クラブが開設をして、吹上放課後児童クラブと吹上もろっ子児童クラブを合わせて今定員の合計が166名になっております。今現在入室している児童が145名ということで、今定員内に収まっている状況でございます。令和3年度は現在の6年生が卒業に伴い退室となって、1年生の入学希望者が前年同様で年度途中の退室者が少数だった場合は、吹上、下忍放課後児童クラブはともに定員を超過する見込みとなっております。新型コロナウイルス感染状況に伴い、年度途中における退室者が現在増加していること、あるいは令和3年度の入室希望者が減少が見込まれますが、吹上小学校区においては子ども・子育て支援事業計画における今後の入室見込み数を上回る入室申請がされているため、定員超過となる可能性が高いと見込んでおります。

以上です。

（加藤）北新宿地域に、ではその児童クラブをつくるということは、あと下忍小学校に行っている子もいるというふうな話でしたよね。その子がそこに入室するかどうかということは分かっているのか分かっていないのか分かりませんが、かなり学校からそこまでの距離がありますよね。そういうことで、そういう吹小と、一緒に預かるというのは別に問題ないかと思うのですが、学校からの帰り、放課後そこまで移動してくるといのはどういう手段になっているのですか、まず。

（こども未来部参事兼こども応援課長）下忍小学校の児童クラブの登園については、各小学校へバスでお迎えがあります。送迎料金は無料だということで伺っています。

以上です。

（加藤）これは、ではクラブのほうからバスを出して迎えに行くというふうなことなのですね。帰りは親御さんがもちろん迎えに来るのでしょうか。そうなのですね。何かもう一つどこか、下忍小学校の云々

ってどこかにあったような気がしたのですけれども、ちょっと今探せないのですが、同じようなやはりクラブでどこかになかったのでしたっけ。下忍小の放課後児童クラブをとというふうなことがどこかにあったと思うのですが。

（こども未来部参事兼こども応援課長）今、鴻巣市内19小学校全部全て放課後児童クラブが設置されているのですが、ただ民間さんがやっているところで学区をまたいで受け入れているところがあります。今現在、下忍小学校の児童を受けているところは下忍小学校の放課後児童クラブと、あとはふくろうの森で受入れをしております。以上です。

（加藤）では、時間がないのでちょっと飛ばしまして、63ページの映画館の関係です。これ最初、前もそういうふうになっていたのかもしれないけれども、文化芸術振興支援事業業務委託というふうなことで、文化芸術ってどんなことを映画館でやるのかなというふうになんか分からなかったんで、その内容も聞こうと思ったのですが、これは結局は、今市民カードでしたか、あれば500円で見られるとか、そういうものを今後また増やすというか、そういう補正になっていくということなのでしょうか、まず。

（教育部参事兼生涯学習課長）委員ご指摘のとおり、先ほど説明の中でも申し上げましたとおり、映画の動員数のほうが大幅に増えている状況で、9月補正で計上させていただきました3,700万の残金が残り10月、11月、2か月間でほぼ、合計で3,000万ほど支出が見込まれる状況になってしまったために、3月分までの不足分を今回補正計上させていただきました。以上です。

（加藤）その下のスマート入場システムの設置なのですけれども、提案説明ですとスタッフと非接触で入場ができるスマート入場システム設置業務委託料というふうで100万というふうなことなのですが、非接触ということは、そこに人が要らなくていいということですよ。コロナ対策だと思うのですけれども、そういうことであれば、今後人件費が節約で

きるのではないかなというふうに思うのですが、今後の指定管理料は減額しようというふうな、そういうふうなことになるのかどうかお聞きしたいと思います。

（教育部参事兼生涯学習課長）人件費の関係につきましては、まだ来年度のことにつきましては今分からない状況なのですけれども、今回のシステムを入れることによって100%スタッフが必要ないということではなく、スマートフォンとかパソコンで事前購入した場合にQRコードが発行されるのですけれども、それを持っている方だけはこの機械を通してそのまま入場できると。今までどおり下で券売機で買っていただいた場合には、その券売機の発行の関係につきましてはやっぱり人件費がかかりますし、そこで購入した方についても入場券のほうにQRコードがついていますので、そこに載っているQRコードを読み込んでいただくと。ただし、今回市民カードを利用していただいているとか、またいろんな割引で障がい者、高齢者ございます。その確認書類については、このシステムの機械の横に1人立ってしまして、読み込んだときにそういう方だという表示された場合にはその確認作業が必要になりますので、どの程度削減できるかというのはこれからの検証になるかと思います。以上です。

（委員長）加藤委員、最後にまとめていただけますか。

（加藤）はい。私、最近ちょっと羽生の映画館に行ったのです。そうしたら入場券買うのも自動で買って、入るときに、普通今鴻巣のこうのスィネマは入り口のところに人が立っていて、チェックして入っていきますよね。でも、スマートフォンだとかそういうのではなくて、入場券だけを買って、それをその通過するところにそれをすればもう入っていけるということで、私はそういうふうに想像していたのです。先ほどの答弁ですと必ずしもそこに人がいなくても大丈夫ということではないというふうなことですけれども、券前売りのところには1人の方がいて、していましたけれども、とにかく券売は分からない人は聞くということで、普通入場するときには必ずそこに人がいたではないですか、今まで。だけれども、そういうシステムにはならないのですか。ただスマートフ

オンとか何かでそういう人が、そこはそのまま通過できるということで。どうせであれば、そういうふうに誰もがそこを人がいなくても入場できるというふうなシステムにはならないのですか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 通常の入場券というか購入券、1,800円の鑑賞券を買っていただいた場合には何のチェックも必要ないかと思いますが、割引を使っている場合にはどうしても証明書の提示というのが必要になってきますので、その確認作業はどうしても生じてくると思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時59分)



(開議 午前10時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) では、通告をしていますので、議案第95号、それと102号、105号でそれぞれ通告に基づいて質問させていただきます。

まず第1に、議案第95号の……

(違う、違うの声あり)

(委員長) 102号だけで。

(諏訪) 失礼いたしました。102号の一般会計補正予算と。105号は後からですね。102号だけ3点質問をさせていただきます。

まず、1点目が9ページ、債務負担行為のスクールバスの運行業務委託でございます。まず、こちらでございますけれども、昨日の本会議場でも多くの方が質問されていまして、それに関連づけて質問させていただきたいと思います。当初予算で今年度笠原小に入学をする予定であった児童5名が中央小に4月から通われているということで、当初予算で公用車の使用、そして、では人員はどうするということでは、教育委員会の職員が交代で行うと、何ら問題はないというご説明でした。そして、今もそれが続いているのか、まず第1にお伺いしたいと思います。

(教育総務課長) 登校の支援の状況でございますけれども、1学期は教育委員会の職員が交代で登校のほうの支援をしておりました。2学期か

らは会計年度任用職員が対応しているという状況となっております。

以上でございます。

（諏訪）会計年度任用職員ということでございますけれども、新たに雇用をされたのか、それとも今いらっしゃる会計年度任用職員さんが行っているのかを伺います。

（教育総務課長）会計年度任用職員につきましては、新たに登校支援の関係で2学期から雇用しているという状況でございます。

（諏訪）新たにということでございますけれども、予算の中ではどういった措置が取られているのかを伺います。

（教育総務課長）予算のほうですけれども、学務課のほうで予算措置しております生徒指導員・少人数指導員等配置事業の臨時職員の予算を充てているという状況でございます。

（諏訪）もともと当初予算の中でそこに組み込まれるべきものだったのでしょうか。

（教育総務課長）この予算の目的なのですけれども、いきいき先生をはじめとする市費臨時職員を各小中学校等に配置するなど、個に応じたきめ細やかな指導、対応を行うというのがこの事業の目的でございます。今回の登校支援はその目的に合っているというふうに判断いたしました。こちらの事業費を充てております。

以上です。

（諏訪）いきいき先生などの雇うときの要項と、今回の登校支援の方の職種でしょうか、いわゆる車を使って子どもたちを乗せるということがいきいき先生などの要項に合っているのかどうか伺います。

（教育総務課長）こちらの事業のいきいき先生等ということでございまして、個に応じたきめ細やかな対応というところが合っているというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）では、戻ります。スクールバス運行业務委託の債務負担行為でございまして、先ほど前任者のほうも聞いておりますが、マイクロバス等を使っている業務委託だということでございまして、554万

4,000円でございますけれども、これはバス会社に全てこれで委託をするということになるかと思うのですけれども、その積算をされた根拠はどのようなになっていますか。

（教育総務課長）積算の根拠でございますけれども、1回当たり2万4,000円で、回数としてはおおむね210回ぐらい予定しております、そちらに消費税を掛けまして554万4,000円という形で積算をしてございます。

以上です。

（諏訪）私もちょっとここはスクールバスがもう既に行われている近隣市だとか、ちょっと調べましたところ、ちょうど行田市でスクールバス運行をする運転手さんの募集などがありました。それを見ると、1回2万4,000円というのがどのように配分されるのかなとか思ったわけなのですけれども、1回2万4,000円なのですが、時間としては朝7時半から10時ぐらいまでなのか、その辺の就業の細目、こういった形での委託をする予定であるか伺います。

（教育総務課長）現在の状況でございますと、今4か所のところに子どもたち集合場所を設けまして、そちらに集まっていただいて公用車に乗っていただくという対応をしております。来年につきましても一応そういったこと想定をさせていただきたく考えているのですけれども、まず7時40分に現在のところ1か所目の集合場所に行っております。それから、その後3か所の集合場所を回しまして、最後に鴻巣中央小学校のそばのところまで、公園のところまで行っているのですけれども、最後大体8時ぐらいには到着しているかなというふうに思っております。

以上です。

（諏訪）そういたしますと、1回2万4,000円というのが妥当なのかどうかでございます。今は7時40分から8時ぐらい、運行するのは実際的にはそうだということでございますけれども、今年は5名の児童。来年がどのぐらい中央小に行かれるのかどうか分かりませんが、マイクロバスでということですので、乗車人数なども限られている。ましてやコロナ状況ですから、密接にならないような乗車の配備が必要なのかな

と思っているのですけれども、その運行の時間と1回2万4,000円というのが業者さんにある程度下打合せで伺っているのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

(教育総務課長) 見積りを取りましての金額という形でございます、内容としてはバスを業者から出していただくのと、あと運転手さんの対応という形になっております。  
以上です。

(諏訪) 昨日、本会議場でも、条例など規則などはつくる予定はないのかという質問がありましたけれども、私もちょっと調べましたところ、茨城県の銚田市というところではスクールバスの条例などもつくられていました。子どもたちを安全に登校、または下校も含まれる可能性もありますけれども、登下校の支援をするという上では、やはりきちんとした条例などが必要なのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(教育総務課長) 今のところ教育委員会としましては、方針ですとか規則でスクールバスのほうを運行したいというふうに考えております。  
以上です。

(諏訪) 先ほど他市の例も含みながら聞きながらというようにお話がありましたけれども、他市というのは現実的にどこも今後お話を聞く予定があるか、または今までそういった協議があったりしたのかどうか伺います。

(教育総務課長) 担当のほうで幾つか実際バスのほうを運行している町とか市のほうに連絡をいたしまして、状況を聞いているということでございまして、県内の市とか町に何個か聞いているという状況でございます。  
以上です。

(諏訪) 具体的に教えていただけませんか。

(教育総務課長) ちょっと今手元に資料がなくて、すぐにお答えできないのですけれども、後ほどでもよろしいでしょうか。

(諏訪) 最後に、今の9ページの件ですけれども、現行はもう既に会計

年度任用職員さんがやっているということなのですが、来年度以降業務委託にしようとした、その経緯を伺います。

（教育総務課長）業務委託に係る経緯でございますけれども、笠原地域の未就学児に関しては通学区域の弾力化に基づく対応として区域外通学を希望する場合は個別に相談を受けているという状況がまずございます。相談を受けている中で鴻巣中央小学校への就学を希望する家庭があり、現在の基準である鴻巣中央小学校から通学距離2キロを超える家庭があったことから、こちらの人員の増加によりまして現在の8人乗りの公用車では対応が不十分となったため、バスのほうを委託しようというものでございます。

以上です。

（諏訪）では、35ページです。福祉課の生活困窮者自立支援事業でございますけれども、先ほどご説明の中では申請者が増加してということですが、就職のための緩和措置などもあり、増加ということもございますけれども、どのくらい今年度増えているのか、またその増えている内容、どういったことで増えているのかを伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、10月末までの問合せとか相談の件数ですが、これまで132件問合せございました。また、申請件数につきましては25件、実際交付決定をしたものは22件、支給済額が275万9,100円となっております。行政報告では、11月18日現在23世帯、支給済額285万2,200円で報告をさせていただいております。

（諏訪）お問合せが132件あったということですが、実際に申請に至らなかった理由をお聞かせください。

（健康福祉部参事兼福祉課長）住居確保給付金につきましては、本人支払いということではなくて、大家とか不動産事業者にお支払いをされるものですから、利用者にしますと、まずは社会福祉協議会で実施されており、緊急小口資金、その後に総合支援資金、そして最後に住居確保給付金という具合で借りているようでございます。

以上です。

（諏訪）そういたしますと、ただいま132件のお問合せということござ

いますけれども、この中には社会福祉協議会さんが行っている小口資金の融資制度に結びついた、そちらのほうにお願いをしたケースもあるということですのでよろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）制度を説明した中で利用者が選択をされたということでございます。

（諏訪）そうしますと、その後追いといえますか、そちらに問合せがあった中で、この困窮のほうの申請に至らないまでも小口資金の融資を受けたという方々の、後追いといえますか、どのぐらいそこに結びついたのかというのは社会福祉協議会さんから何か報告とかありましたでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）後追いということではなかなか数字の把握が難しいものですから、あれなのですけれども、ちょっと参考までになのですけれども、緊急小口資金の問合せが10月末までで785件、申請者数が400件、交付決定者数が390件となっています。また、総合支援資金につきましては問合せ等が455件、申請者数が246件、交付決定者数は207件となっています。

以上でございます。

（諏訪）小口融資に関しては毎年100件もないよというようなことを伺っておりまして、このコロナ禍の中で小口融資を受けた方が本当に多くいらっしゃるなと思っているのですけれども、この住居確保給付金、先ほど実際には22件の方々が交付を受けているということでございますけれども、その相談された中の方で交付に至らなかった方々、何かお困りになっているというようなことはないのでしょうか。というのは、生活保護に結びつけるとか、そういったほかの手段に結びついたというようなことはなかったのか伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）今回決定しなかった3件につきましては、預金ですとか、あと収入がその基準を超えてあったものですから、そこについては当然生活困窮ということでの相談があれば実施はいたしますけれども、住居確保給付金につきましては、オーバーしているということで、対応はしておりません。

以上です。

（諏訪） 今回の補正の増額に関しては、今後も年度末までこういったケースが予想されるということでの増額でよろしいのですね。

（健康福祉部参事兼福祉課長） 住居確保給付金の積算ということになるかと思うのですけれども、5月から9月までの支給額およそ255万円に支給延べ回数63回、平均支給額4万1,000円、一月当たりの平均延べ支給回数12.6回を掛けまして、6か月分としまして310万円と見込んだものです。

以上です。

（諏訪） そうしましたら、61ページです。教育総務課の中学校施設維持管理事業でございますけれども、その前のページの小学校のほうも同じなのですが、先ほど市章変更に伴うものも含まれているということでございますけれども、実際にその市章変更するための費用だとか、それ以外の器具の修繕費等の細目が分かりましたらお願いいたします。

（教育総務課長） それでは、お答え申し上げます。

まず、市章の変更に關するものでございますけれども、こちらのほうが、まず小学校のほうに備品購入費といたしまして78万4,000円。こちら市旗、19校で3枚ずつということ。それと、体育館に設置してありますステージパネルの購入費用ということ。中学校のほうに市旗の部分とちょっとくっついておりまして、ちょっと細かくなってしまうのですけれども、市旗のほうに8校掛ける3枚で6万6,000円見込んでおりまして、体育館ステージパネルのほうに8枚で26万4,000円を見込んでおります。

それと、こちらの修繕の内容でございますけれども、まず小学校のほうの修繕のほうに鴻巣東小学校の消防用設備の修繕費66万円でございます。それと、中学校のほうの修繕でございますけれども、こちらが川里中学校の掲揚塔、国旗ですとか校旗を掲げる塔なのですが、そちらに落雷がありまして壊れてしまったので、そちらの修繕費と、同じく外に時計が、外時計があるのですけれども、そちらの修繕費の費用、合わせまして124万3,000円を見込んでおります。そのほかにも、新型コロナウイルス

ルス対策ということで、窓を開けたままエアコンを使用したということがございます。そういったことから光熱水費のほうがちよっと不足が見込まれるということで、580万円を予算請求をしているということでございます。それと、川里中学校のほう、先ほど前後してしまうのですけれども、雷によりまして放送設備のほうが壊れてしまいました。そちらの修繕費のほうが221万7,600円を見込んでいるというところでございます。

以上です。

（諏訪）新型コロナで窓を開けての光熱費等の増額は、これはもう本当に必要だなと感じております。そして、落雷による修繕もかなりございますけれども、避雷針などでは防げないものだったのかどうかということと、あとはいわゆる市章の変更に伴う市旗というのですか、これに伴うものが相当額ありますが、避雷針のことをちよっと伺いたいと思います。

（教育総務課長）今回の落雷の被害なのですけれども、川里中学校と鴻巣東小学校で落雷の被害があったということなのですが、鴻巣東小学校のほうは避雷針が設置してあるのですけれども、川里中学校のほうは避雷針がないという状況です。建物の高さが20メートル以上のものについては避雷針をつけるという法律にのっとっての対応ということでございます。

以上です。

（委員長）諏訪委員、最後までまとめていただけますか。

（諏訪）ただいま建物20メートル以上が避雷針をつけると、そういった法律上ということなのですが、避雷針をつけることで、できれば落雷の被害に遭わないようにするということのお考えがあるかどうかだけちよっと伺いたいと思います。

（教育総務課長）川里中学校のほうの掲揚塔のポールに実際落雷があって、その根本が割れているという状況でございましたので、掲揚塔のほう、今までは避雷針のないものだったのですけれども、今回は避雷針つきのポールに替えたという形でございます。

以上です。

（橋本） それでは、通告してありますので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、9 ページ、スクールバス運行事業に関してですけれども、本会議でも本日もいろいろな方が質問していますので、私から今回は帰りは自分で、今ですね、今の現状では帰りは自分で帰ってこいという感じなのですけれども、これ来年2年生になった場合、帰りはどうするのか。先ほど1日2万4,000円で240回という、帰りは計算に入っていないのかなと思うのですけれども、ちょっとそれだけ確認をしたいと思います。

（教育総務課長） 令和3年度の実施につきましても、あくまでも通学区域の弾力化での対応という形でございます。現在と同様の基準として登校支援のみの実施となります。しかし、統廃合が実施された場合には、市内の他の地域との通学距離等の比較から、下校支援についても必要であるのではないかとこのように考えております。

以上です。

（橋本） 次に、子どもがやっぱり幼稚園バスのときはよく遅刻したり寝坊したりなんかして迷惑かけたことあるのですけれども、子どもたちが遅刻した、または欠席ですか、そういったときに対応ってどのように考えているのかお伺いいたします。

（教育総務課長） 遅刻した場合等の対応ですけれども、遅刻や欠席の際につきましても特に運転している方への連絡はいただいております。出発時間に合わせて出発ということで保護者の皆様にも了解を得ておりますので、もし遅刻した場合には保護者の責任において通学をお願いするものでございます。

以上です。

（橋本） そういうとき、保護者がいないとかそういった場合に、その子は欠席するか、歩いて来るか、そういう選択になってしまうのか、それだけ確認したいと思います。

（教育総務課長） あくまでも集合時間にそこにいらっしゃるかいらっしゃらないかでの対応ということで考えております。

以上です。

（橋本） それでは次、35ページ、住居確保給付金については今先ほどかなり質問をされてしまったので、もうやめます。

次、35ページ、自立支援医療給付費です。更生医療給付費、この内容と給付金対象者の増加の理由について再度伺います。

（障がい福祉課長） それでは、自立支援医療給付金について説明いたします。

自立支援医療には更生医療、育成医療、精神通院医療がありますが、今回の補正は更生医療の増額によるものです。更生医療は、18歳以上で身体の障がいの除去や軽減のための医療であり、腎臓機能障がいの方には人工透析、腎臓移植等、心臓機能障がいの方には弁形成術や弁置換術等、音声・言語・そしゃく機能障がいの方には歯科矯正治療などがあります。補正の主な理由は、人工透析を行っている生活保護受給者の利用増があります。人工透析を受けている生活保護受給者は、対象医療の全額を更生医療で賄っており、1人の治療費として年間約400万円が想定されます。令和2年度に人工透析治療を行っている生活保護受給者が増加したため、増額補正を計上したものです。

以上です。

（橋本） ちなみに、人工透析している生活保護の方、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

（障がい福祉課長） 現在、生活保護で更生医療を受けている人数は11人です。全てが人工透析かと即答できないのですけれども、この中では人工透析を受けている方と抗免疫治療、人工透析か抗免疫治療のどちらかになります。

以上です。

（橋本） それでは、本会議でうちの会派の人間が通告しましたので、その分の質問をさせていただきます。

35ページ、障害者自立支援給付費、障害者自立支援措置費、自立支援医療給付費、また37ページの障害児通所給付事業と、今回大きく補正が組まれています。これコロナによる影響がどのようなことが考えられる

のか伺います。

（障がい福祉課長）コロナによる影響は、それぞれのサービスの種類により影響があったもの、なかったものがあります。今回の補正については、コロナの影響というよりは、純粹に実際の給付費が不足すると見込まれたことにより増額するものです。

以上です。

（橋本）分かりました。

次に、37ページのこども応援課、放課後児童クラブ環境改善事業費補助金について伺いたいのですけれども、これ先ほど礼金とか賃貸料とかそういうふう聞いたのですけれども、この放課後児童クラブ、市の負担というか、つくった場合、設置した場合、こういう細かいところまで補助金とか出るのか。一体そういう児童クラブをつくるによってどのくらいの負担が市にかかってくるのか、それだけ教えてもらえますか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）今回の補正予算に計上している内容については、放課後児童クラブの環境改善事業費補助金としての備品購入ということで、備品購入費が100万円と、あと開所準備に必要な経費ということで、賃借料ということで、建物を借りて運営しますので、3分の1が市の負担になります。

以上です。

（橋本）分かりました。

それでは、41ページの健康づくり課、予防接種事業についてちょっと伺います。いろんな新聞折り込みとかやっていますけれども、なかなか新聞取っていない家庭、また広報とよく言いますけれども、自治会に未加入の世帯、特に高齢者とか、こういうインフルエンザ、対象の方が入っていない方も今増えている状況で、そういう方たちに知らなかったと私も聞かれたことあるのです。映画の件は特に言われました、映画は知らない。インフルエンザのことも知らないというふうに言われたことあるのですけれども、そういった全く分からない方たちに対しての周知方法はどのように考えているかお伺いします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）ご質問の新聞を取っていないです

とか、自治会に未加入のご家庭という方もいらっしゃるかと思います。紙媒体以外といたしましてはホームページやツイッターでも周知をさせていただいておりますが、ネットワーク環境がない方もいらっしゃるかと思いますので、ポスターを作成いたしまして、市内の公共施設ですとか介護保険事業所、また医療機関、駅等にも貼らせていただいております。また、民生委員さんにもチラシを配らせていただきまして、もし高齢者の方からのお問合せがありましたらご対応お願いいたしますということでお願いをさせていただきました。

以上でございます。

（橋本）分かりました。できればスーパーとか、皆さんが行くようなところにもぜひ貼ってもらいたいと思います。

次、59ページ、教育指導費庶務事業、夜間中学負担金、どこの中学校通っているかは先ほど川口の中学と聞いたのですけれども、この通学している方1名、この方の状況、何歳なのか、またこれ日本人なのかちょっと分からないのですけれども、どういう方なのか、それぞれお伺いしたいと思います。

（教育部副部長兼学務課長）それでは、夜間中学校の負担金なのですが、先ほども答弁させていただいたように川口市内にあるのですけれども、川口市の芝西中学校に分校を設置しております、埼玉県ではそちらが夜間中学校ということで開設をされております。現在鴻巣市内に在住の方1名というふうに先ほど申し上げましたが、10代後半の男性となります。外国籍の方でございます。入学資格のほうに在留資格のある外国籍の者も入学が認められる、要件の中に一つに入っておりますので、その方が現在2年生に在籍しているという状況でございます。

以上でございます。

（橋本）ほかにこの鴻巣市内にそういった夜間中学に行くような対象の方って、そういうの把握しているのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）今のところ本市ではそのような把握はしてはいないのですが、この辺の夜間中学の内容につきましては県のほうでも広報等しておりますので、その辺の中で来た場合には当然ながら今後

も対応してまいりたいと思います。

(橋本) それでは、その下、小学校施設維持管理事業、鴻巣東小、次のページの川里中、雷の状況と避雷針どうするかと聞こうと思ったのですが、先ほど答弁がありましたので、この下、小学校施設改修事業、馬室小の屋上修繕の内容と、先ほど何か⑩とか聞こえたのですけれども、そういったちょっと内容について説明をしていただきたいと思います。

(教育総務課長) 馬室小学校の屋上の修繕の内容ですけれども、主に屋上防水シートの全面貼り替え、校舎外壁のクラックの補修、校舎ひさし等に附帯する渡り廊下の屋根改修を予定しております。馬室小学校校舎、⑩棟、こちら特別教室が入っている棟なのですけれども、建築後35年以上経過しておりまして、令和元年度の度重なる台風によりまして防水シートの損傷箇所が多く見られ、校舎内で雨漏りが発生しております。雨水によりましてこれ以上の躯体の老化を防ぐためにも早急に防水改修を行う必要があるということで実施するものです。

以上です。

(橋本) すみません。もう一回聞きます。⑩棟って、ごめんなさい、ちょっと説明していただけますか。

(教育総務課長) 各学校には建物の棟ごとに①棟、②棟とかという番号がついておりまして、今回はその中の⑩棟でございます。こちらは、大きく分けて普通教室が入っている棟と、あと特別教室、理科室とか入っている棟があるのですけれども、今回は特別教室が入っている棟の屋上の防水改修を予定しております。

以上です。

(橋本) 自分も地元なので。そうすると、ほかのところの違う何とか棟って、ほかの棟の屋上はまだ大丈夫だということで今回これだけなのでしょうか。

(教育総務課長) 教育総務課では、この屋上防水に関しましては、各学校で老朽化進んでおります。まず普通教室棟を優先して修繕のほう、貼り替えのほうを行っているのですけれども、馬室小学校のほうはあまりにもちょっと今回防水シートが剥がれているということで、対応すると

いう形でございます。

以上です。

（橋本）分かりました。

それでは、次、61ページの中学校給食運営事業、この給食センターの建設状況、私も地元ですので毎日朝見ているのですが、これ今年中にできるのかちょっと心配なのですけれども、この建設状況、そして完成記念式典というのをやられるそうなのですけれども、地元周辺の方に見学会等、そういうやる予定はあるのかお伺いしたいと思います。

（中学校給食センター所長）お答えいたします。

給食センターの建設状況につきましては、現在内装仕上げ工事、機械類等の設置工事を行っております。進捗率につきましては、建築工事約73.5%、電気設備工事約75%、機械設備工事約74%でございます。また、地元への見学会等につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況でございますので、現在のところ見学会等は考えておりません。

以上でございます。

（橋本）それでは、再質問として、まだ旧馬室中学校の門がたしかあると思うのですけれども、これはいつ取るのでしょうか。

（中学校給食センター所長）現在のところ現状維持という形で、門柱につきましては残すということをお伺いしております。

以上でございます。

（橋本）分かりました。

それでは、63ページ、映画館管理運営事業。このすシネマ、増加状況ということではありますが、このまま3月31日までいくと、市の負担のどのくらいになるのか、推移をちょっとお伺いしたいと思います。

（教育部参事兼生涯学習課長）3月までの見込みということなのですが、今この映画のほうの状況がまだ続いている、またこれからも何作か動員が見込まれるものがありますので、一応この3,500万の補正額を計上させていただいて、3月までどうにかもつのではないかという予測で計上させていただきました。

（橋本）それでは、この映画館の管理運営事業ですけれども、うちの会

派の議員が本会議で質問する予定だったのですけれども、指定管理料への影響についてと、さらなる周知をしていくのか、またコロナが第3波とも言える状況になっている中で平日は飲食解禁もしているようだが、市としてどのような感染対策について協議をしているのか、それ最後にお伺いいたします。

（教育部参事兼生涯学習課長）このすシネマにつきましては、市の指定管理施設ではございますけれども、映画館協会のほうの指示にのっとりまして運営していると聞いております。映画館のほうでは、全国興行生活衛生同業組合連合会というところから映画館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインというものが出されておりました、そちらに基づいて今映画のほう上映しております。12月1日、本日からですけれども、こちらのガイドラインのほうで100%の観客を入れた場合でも飲食可ということになっておりますので、そちらに今日から移行しているような状況で、感染症対策につきましては、映画館の場合、このすシネマにつきましては全席抗菌コートということで、まず菌がつかないようなことを6月以前に行いまして、その後、入り口のところでは検温と手指消毒のお願い、そのようなことをやっておりますので、現在のところ、このすシネマのほうでは感染症の患者が出たという報告は受けておりません。

以上です。

（委員長）いいですか。

（教育部参事兼生涯学習課長）失礼しました。指定管理料への影響ということでお答えのほう漏れてしまいました。指定管理料の影響につきましては、現在のところは予想がつかない状況です。ただ、こちらのほうのこのすシネマと結んでおります年度協定書のほうで翌年度に不足分を補填するという形を取っておりますので、万が一不足分が出た場合には、今年度の支払いではなく来年度の指定管理料に加算してお支払いするというふうな状況になることになっております。

（織田）では、2点ほど質問させていただきます。

9ページの債務負担行為補正について、下から2つ目、中学生海外派遣

業務委託についてお聞きしたいのです……ごめんなさい。これではない。その上から3つ目、外国語指導助手、ALTなのですが、先ほどの説明で17名のALTを配置するという説明がありました。これ小中学校一緒だと思うのですが、小中学校27校あるわけですが、この配置はどのような形でなさっていくのかお聞きします。

(学校支援課長) 小中学校へのALTの配置につきましては、学校規模に応じて配置をしております。規模が大きい学校につきましては1名の配置、小規模校につきましては2校で1名の配置というふうに振り分けております。

以上でございます。

(織田) そうすると、2校で1名のところは曜日を替えて行かれるわけですね。

(学校支援課長) はい。曜日によって決まって、それぞれ決められたALTが曜日ごとに2校に分かれて行っております。

以上でございます。

(織田) これは大分前からネイティブイングリッシュを子どもたちに教えたい、経験させたいということでやっていたら、大変いいことだというふうに私はずっと思っているのですが、その効果、そろそろ効果いろいろ出てきていると思うのですが、何か効果が出ていることがあったら教えていただけますか。

(学校支援課長) 令和元年度より小学校の全ての外国語活動、外国語の授業につきましてはチームティーチングで行うことができしております。それ以前から本市においては英語の授業にチームティーチングが行えているのですが、小学生ですが、もう英語の発音や英語で活動を行うことに対して何のちゅうちょもなく、ためらいなく、とてもALTの発音を素直にまねて、とてもきれいな発音ができるようになって、そして中学校に進学して、さらに英語の表現力や知識、技能などを身につけることができしております。

以上でございます。

(織田) すばらしいですね。やっぱり小さいうちからだと恥ずかしがら

ずに外国語を話せるという利点はあるのですね。それで、今度G I G Aスクールになりまして、小学校パソコン1台ということになるのですが、結構英文が出てきたりするではないですか、パソコンの画面って。そういうものにこれって結構役に立つというふうにお考えですか。

（学校支援課長）1人1台の学習者用端末の導入に関しまして、英語の授業での活用につきましてはこれから、ただいま調査研究中ではございます。パイロット校での検証を行っていく予定となっております。

以上でございます。

（織田）そうなったときに、パソコンを使って英語の学習をしてみようかなと。もちろん話しすることが一番なのです、ALTさんは。でも、話すことメインで、書くこととかはどうなのでしょう。もちろん筆記は中学になってから必須ですが、小学校の部分で筆記とかは今やっているのですか。

（学校支援課長）小学校5年生、6年生におきまして、書くこと、こちらのほうも授業で行って取り組んでおります。

以上でございます。

（織田）あと、35ページの障がい福祉課の関係なのですが、自立支援ということでグループホーム生活支援もこの中で説明にありましたが、今鴻巣市内にグループホームって何件ぐらいあるか分かりますか。

（障がい福祉課長）現在、鴻巣市内にグループホーム26か所あります。以上です。

（織田）それは全て民間ですか。

（障がい福祉課長）全て民間です。

（織田）大体1つの家を借りたり、空き家を借りたりしていろんな事業者の方が生活支援に来ていますよね。食事の世話とか、洗濯とか。洗濯は自分でやるのかな。それで、障がい者の方が自立できるようにそこで生活するということなのですかけれども、ここで生活し始めて、皆さんずっとそこで生活していただけるのでしょうか。それとも、途中でリタイヤしてしまってお実家に戻られるとか、そういった変動というのは結構あるのですか。

(障がい福祉課長) グループホームに入られた方は、比較的グループホームを長く使われる方が多いです。ただ、もちろん実家に帰られる方もいらっしゃるのですけれども、実情としてはやはり長くいらっしゃる方が多いです。

以上です。

(織田) 多分、障がい者を持っている親御さんにとってみては、自分が先にいなくなること、子どもを残すことをとでも心配している方が多いのです。グループホームで障がい者の方が年を取ってまで生活できるかどうかということをやっと少し気になっているところではあるのですが、民間さんでやっていることなので、事業所によってやり方って大分いろいろ違うと思うのです。そこで見切れなくなったものを最終的には、見切れなくなった方、生活できなくなった方というのは、市のほうで最後には支援していくというようなことはしているのですか。

(障がい福祉課長) 生活に困られたりされたりすると、市のほうに相談があります。その方によっていろいろ違うのですけれども、金銭的に支援者がいなくなったら生活保護の相談であったりだとか、いろいろな方法がありますので、一旦市のほうに相談していただければ、こちらのほうでもいろいろな方法があります。

以上です。

(金子) 37ページですけれども、保育課のほうの吹上富士見保育所の関係ですけれども、先ほど漏水ということでお話があったと思うのですけれども、ちょっと詳細をお聞きしたいと思います。というのは、委託料で漏水の調査委託料、これ25万3,000円、結構調査にしては高いかなと私は感じたのですけれども、それで発見して対応されたと思うのですけれども、その対応に至って工事をされた具体的な内容等についてお聞きいたします。

(保育課長) 今回漏水が疑われたということなのですけれども、実は水道料金の請求というか、それを見まして、前年と比べまして使用水量が大きく増えていましたので、漏水をしているのではないかということで、バルブを締めて、開け閉めをして対応していたところなのです。なので、

漏水しているだろうということから調査をしまして、今回給食室の漏水が判明したということになります。

以上です。

(金子) 給食室のほうのところのは判明したと。それ、調査をされて判明したわけですね。それに対して修繕ということ、これからはなわけでございますけれども。そのような経過ということですね。時期的にはこれから、いつ頃ということ、予定はされておるのかということ、お聞きします。

(保育課長) 一応今回12月中には工事が完了する予定になっております。以上です。

(金子) 次ですけれども、41ページです。予防接種。これは、健康づくり課の予防接種の事業の関係でございますけれども、先ほど需用費とか印刷製本費、それと新聞折り込み手数料ということで大方説明がございましたけれども、これにつきまして枚数とか、それとこれは折り込みということ、でございますので、これ例えば新聞何社とか、そういうところをちょっと細かく教えていただければと思います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) チラシの作成枚数でございますが、3万5,000枚作成いたしました。そのうち3万3,500枚を新聞折り込みチラシとして入れまして、残りは市の事業等で周知に使わせていただいております。

折り込みチラシを入れさせていただきました新聞社は7社でございます。読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日経新聞、産経新聞、東京新聞、埼玉新聞ということに入れさせていただきました。

以上でございます。

(金子) 参考ですけれども、これは7社ということで、新聞社は分かるのですけれども、それも販売店とかに全部卸したわけですね。配られたということ、よろしいわけですね。ちょっとそこを確認します。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) こちらのチラシを印刷業者に委託いたしまして、そちらの印刷業者から各新聞の支店といいますか、折り込みチラシを入れてくださる店舗のほうに卸していただいております。

以上でございます。

（金子） それでは、次が61ページです。私の地元の中学校の給食運営事業の中のやはり委託料の関係でございますけれども、コロナ等の影響で大変な時期で建設ということで、大変だったと思うのですけれども、順調に進捗しているということでございます。先ほど前任者もありましたけれども、地元周辺住民の方への配慮とか、それとそういう点も含めまして、周辺住民、完成した後もあそこら辺結構、これからポピーまつりとかもありますし、脇の道路を結構通る方もいらっしゃいますので、そうするとやはり、これちょっと課が違うのかと思うのですけれども、道路課の関係になるかと思うのですけれども、非常にあそこは需要が多いので、そういう関係も含めまして、給食センターとしてはどのように配慮というか、立札を立てるとか、いろいろ整理をするとか、そういうものも含めまして、総合的にどういうふうに考えていただけるのかちょっとお聞きします。

（中学校給食センター所長） 現在のところ、周辺の道路、そういった関係につきましては計画がございませんので、今後検討、他課と相談をしながら進めていきたいと思えます。

以上でございます。

（金子） もし煮詰めて、煮詰めるというか、具体的にになりましたら、周辺住民の方にも周知していただければと思うのですけれども。

続きまして、先ほど前任者から門柱ということでお話ありましたけれども、そのほかに、今移転されて保管されていると思うのですけれども、あそこに加藤政之助さんという方の記念碑があったのですけれども、それも給食センターが完成した後に何らかのところに場所も移転されるというふうな形のスケジュールでよろしいのでしょうか、お聞きします。

（中学校給食センター所長） そのとおり、今後給食センター完成後、位置等を決定して、設置していきたいと考えております。

以上でございます。

（金子） 続きまして、給食センターの関係ですけれども、先ほどの中でも完成記念式典ということで、コロナ禍でございますけれども、準備さ

れるということですので、これについて今の現状の中で計画されている内容が分かれば教えていただければと思います。

（中学校給食センター所長）現在コロナの感染が拡大している状況でございますが、その影響がないという前提の下に現在のところ計画をつくってございます。まず、式典につきましては午前10時開始ということで考えております。その後、市長式辞、来賓式辞、また最後にテープカットという形で予定をしております。内容につきましては、約1時間程度の式典ということで考えております。

以上でございます。

（金子）参考ですけれども、当日は給食のほうとかが提供されるのでしょうか。

（中学校給食センター所長）こちらも現在コロナ禍等が相当、第3波が来ているところですので、給食につきましては多分試食のほうはできないのかなというふうに現在のところ思っております。

以上でございます。

（金子）ただいまの記念式典の段取りということでお話ありましたけれども、これもしコロナで中止された場合については。4月1日から給食センターのほうは開始されるということになるかと思うのですけれども、実際の給食の作りは。そうしますと、式典についてはもうそれで中止というふうな判断なのか、ちょっとお聞きします。

（中学校給食センター所長）現在のところ中止という計画はございませんので、今後コロナの状況によりまして判断をしていきたいと思っております。

以上でございます。

（金子）最後に、63ページです。映画館の管理運営事業ということで、これにつきましてはいろいろな方が質問されまして、非常にやはり先ほどの話の中でもコロナのほうの影響とか、またここに来て非常に好調であるというふうなお話もございました。暮れにかけてもいろんな映画が配信されると思うのですけれども、今の運営状況ということで、コロナの影響を受けて、また今回の好調な状況を見て、今後の推移についてち

よっとお聞きいたします。

（教育部参事兼生涯学習課長）映画館の運営状況というご質問かと思いますが、運営につきましては先ほども申し上げたとおり、本日から一応全席開放で、飲食も可ということでしております。動員の状況なのですが、土日につきましてはやはり相当数、先週も入っております、7割程度の席は埋まっているような状況を確認しております。今後につきましても、コロナの関係で読めないところはあるのですが、そこそこ動員のほうは可能ではないかなという状況で、運営のほうもそれに従ってよくなっていくのではないかと思うのですが、入場者数が増えれば増えただけ収入が多くなるかというところ、そこがちょっと難しいところがありまして、例えば映画1つ上映するに当たりまして、制作会社にお支払いする金も生じてくると。また、コンセプションということで、ポップコーンとか、そういうものの販売が伸びたとしても、その材料にかかる経費が増額になるということで、一概に入場者が増えたからといってその分プラスになるとは限らないのですが、入らないよりは入っていただいたほうがもちろん運営状況としてはこのすシネマのほうのプラスにはなりますので、それを見込んで一応このすシネマのほうも体制を整えているという状況です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（諏訪）生活困窮者自立支援事業など、本当に必要な事業もたくさんございます。ですが、笠原小学校廃止に向けてのスクールバスの債務負担行為の事業、この1点を許せないということで反対といたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第102号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第9号)のうち本委員会に付託された部分について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時20分)



(開議 午前11時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第105号 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) それでは、1点だけ、本会議で同じ会派の人が一応通告していただきましたので、それについて質問させていただきます。

介護報酬改定に伴うシステム改修のための委託料追加674万4,000円とありますが、これはどのような改定がいつ行われ、またそのことによる影響は一体誰に出るのか、それだけ1点お伺いいたします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) システム改修委託料は、来年度から始まる第8期介護保険事業計画に向けたものなどです。介護報酬改定や要介護認定の有効期間延長等に対応するためのものがございます。介護報酬改定につきましては、賃金や物価水準、介護現場の課題解決等により、介護保険事業計画の策定に合わせておおむね3年に1度見直しが行われます。今回の改定では、主に自立支援、重度化防止の推進を柱として改定されるものと想定しておりますが、詳細につきましては現在社会

保障審議会において審議中でございます。介護報酬が改定されると、介護サービス利用者が支払う本人負担や介護保険料にも影響します。また、介護保険事業者の収入などにも影響してくるものと考えております。また、要介護認定の有効期間の延長につきましては、認定有効期間が最長36か月から48か月に延長することが予定されております。本市は、現在要介護2から5の方を最長36か月の有効期間とできることとしております。48か月に延長できる対象については、現在検討中でございます。以上でございます。

（諏訪）ただいまのご説明でおおよそ分かりましたけれども、まだ中央社会審議会で審議中ということですので、詳細が決まっていないということなのですけれども、決まってからのシステム改修ということではよろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）本来この改修が行われるであろうということで見積りのほうは徴取しております。以上でございます。

（諏訪）今は介護報酬等の変更を審議中ということでございますけれども、この9月に国会で論議されたと思われるのですけれども、厚生労働省令改正が行われるということが国会で審議されていたようなのですけれども、その内容というのは、今要支援者向けに行っている事業、市町村の事業、介護予防と日常生活支援総合事業、これらを対象を拡大する、要介護1から5までというのが厚生労働省令改正に伴って、要するに国会審議をされなくても今の総合事業等の対象者を介護の認定を受けた人たちにまで拡大をしようということが議論されているようなのですが、こういったことも含めてのシステム改修というふうに考えてよろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）今回の介護報酬改定等に伴うものの「等」の中に、要介護認定を受けた者に対する総合事業利用の弾力化という改修も含まれております。しかし、市の補助により実施されるサービスを要介護になる前から継続して利用している場合に限られるということで、国会の審議のときでは全体に拡大されるというような通知を私

どもも受けておりましたが、このように限定されるということになりまして、本市で行っている総合事業につきましても市の補助により実施されるものではないため、今回の拡大には当たらないというふうに考えております。

以上でございます。

（諏訪）では、もう一点なのですが、要介護認定の期間の延長ということが盛り込まれておりますけれども、現在本市においては最大の3年までということなのですが、これを4年にすることも本市は考えているということによろしいのですね。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）はい、そのように考えております。対象をどこまで広げるかというのは現在検討中でございます。

以上でございます。

（諏訪）対象を今は要介護の2以上の方が3年ということでございますけれども、それをどの程度まで拡大するかということは第8期の中で検討するということによろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）来年度から適用するということになりますので、8期の計画の中で検討してまいります。

以上です。

（諏訪）システム改修の委託先ですけれども、ここはいつも当市のシステムのメンテナンスをしている業者さんと思ってよろしいのですか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）現在、委託先は株式会社電算でございます。株式会社電算のほうに改修委託をお願いする予定でございます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（なし）

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第105号 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時43分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(教育総務課長) 午前中の議案第102号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第9号)の中で、諏訪委員から質問のありましたどこの市町のスクールバスを参考にしているのかというところでございますけれども、そちらについてお答えをさせていただきます。川島町と行田市さんのほうに確認を取りまして、参考にさせていただいております。

以上でございます。

(委員長) 次に、議案第95号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(教育総務課長) それでは、議案第95号、鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

全国的な少子高齢化に伴う人口減少により、本市においても児童生徒数は年々減少傾向となっております。そのため、学校の小規模化も進んでおり、今後の児童生徒数の推移を見込む中で、学校の適正規模及び適正配置を検討することは避けては通れない喫緊の課題となっております。

こうした状況の中、特に笠原小学校は令和2年度の新入学児童がゼロ人

だったことや今後の児童数の減少からも、より小規模化した教育環境の中で様々な集団での学習活動に制約が生じ、他校との格差が広がっていくことが想定されます。学校が地域におけるコミュニティーや防災の拠点であることを踏まえた上で、教育的な観点から様々な課題の解決や児童の将来に向けたよりよい教育環境を提供することを第一に考え、笠原小学校を廃止とし、他の小学校との統合により学校規模の適正を図るため、条例の一部を改正するものです。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（橋本）それでは、1点だけ質問させていただきます。

今回令和4年度に中央小、最初から1、2年生で入る子どもはまだとして、途中で編入する生徒の配慮について聞きたいのですけれども、昔うちの妻が馬室中がなくなるときの対象でありまして、ちょうど2年から3年で、2クラスしかない馬室中から大きな鴻中に編入して、大体1クラスに四、五人しかいなくて、制服も馬室中のセーラー服だったか、私分からないですけれども、全然違って、今うちの妻からいうと何も当時は配慮はなかった、結構とてもつらい中学生生活を送ったという話を聞いておりますので、今回中学生よりもっと低い小学生ですので、こういったときの配慮をどのように考えているのか。また、クラスを、当然少ない子どもたちなので、クラスはどのように考えているのか。そして、担任、笠原小学校の担任の先生、そういった先生はどのような形で対応するのか。一緒に中央小に行く方もいるのかもしれませんけれども、そういったことをどのように考えているのか。それだけお伺いいたします。

（教育部副部長兼学務課長）今のご質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、年度途中で編入、転入されるお子さんにつきましては、どの学校もそうなのですけれども、当然お子さんとの面談や保護者との面談、説明等をしながら、ご要望等もお聞きしながら、どういうお子さんなのかということ把握をしていきます。また、今後条例が可決された場合に

つきましては、計画としては交流授業等をやる予定でございますので、お子さんの様子もその辺で確認ができるかと思っておりますので、その辺の中で年度途中編入のお子さんにつきましては、笠原小学校と鴻巣中央小学校の両校で学級編制、方向性を考えていただくとともに、あとは当然ながらあまり偏りが、片方の学級が例えば30人で片方の学級は40人というふうに、人数があまり偏ってしまいますと、その辺のところはやっぱりお子さんへの指導についても支障というか、その辺のバランスも考えなくてはいけないところかと思っておりますので、その辺のところも配慮をしながら対応を今後またしていくように学校のほうにも伝えていきたいと思っております。

それから、笠原小学校の先生の対応ということなのですが、当然ながら、今回この条例のほうが決まして令和4年の時点で廃校という形で、なくなった場合につきましては、教職員のところについては人事異動の際に、一般的に市内に異動される方、転補というのですが、転補異動される方と、市外のほうに異動される教職員と、それは県との調整の中で出てきてしまうのですが、市内で動かれる先生方につきましてはやっぱり一定の配慮をしていかななくてはいけないかなというふうには思っております。ただ、県の指導方針にもありますし、市のほうの指導方針にもあるのですが、教職員は原則として3年間異動はしないということが一つ原則としてありますので、全ての笠原小学校の先生をとかというところは難しいかなとは思っておりますけれども、ただ一定のその辺のところの先生方の人事異動についても、今ご指摘いただいたようなことは配慮して、県のほうと連携を取りたいというふうに思っております。

以上でございます。

(加藤) それでは、議案第95号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例について質問いたします。

この笠原小学校、今難しい管理条例の一部などと申し上げましたけれども、いわゆる笠原小学校を廃校にするというふうな条例の中身ではないかというふうに思っております。先ほどの説明の中でも、以前からいろ

いろの、この廃校に向けて児童数の減少から廃校にするということを考えてというふうな話もあるわけですが、各学校では特色ある学校づくりはしているのは本人も承知をしております。そういったことではなくて、やはり一人でも笠原小学校に入学させたいというふうに思わせるような魅力ある学校にすることは教育委員会の役目ではなかったかというふうに思います。何の努力をするような様子もなく、数字合わせだけで、人数が減っていくという理由で廃校を考えるのは間違っているのではないかと思います。全国には、小規模校を抱えている自治体は数多くあります。しかし、その中でいかに廃校をしないようにしようという努力をしているところがあるのではないかと思います。本市として何か廃校にしないために努力をしてきたことがあるのかお伺いいたします。

（教育部長）廃校にしないための努力ということですが、先ほど課長が申し上げたとおり、もちろん人口減少の部分というのはあるのですが、平成27年に笠原小だけに限って今後の廃校ということではなくて、市内全体を見据えた中での適正規模、適正配置というのを検討したわけです。その中で、笠原小学校は特に児童の将来の推移が減少の見込みがあるということ踏まえまして今回の検討に入ったわけですが、笠原小学校だけが児童が減っていくということだけ、これは全国的な人口減少の中での少子高齢化という大きな問題の中で、特に笠原地域のお子さんたちが少なくなってきたというところも踏まえて、その中でやはり、今までも申し上げているとおり、集団的な、ある一定の集団の中での活動ですとか、学習だとか、そういうところを踏まえて今回検討したところです。

（加藤）私が質問したのは、もう児童数少なくなったのは、それはもちろん分かるわけです。これから今後の推移ももちろん分かるわけですが、そういう中で、ではいかに笠原小学校をどうするかというふうに考えたときに、もう本当に児童数が少ないのだから、平成27年には笠原小、常光小学校、中央小学校を1つのエリアとして、適正配置ということで審議会もつくってやってきたわけですね。でも、結論が出

ずに終わって、その後今に至っているわけで、こういう今の状況になってきたわけですが、そういう中で廃校あるべき姿で取り組んできたのか、それとも廃校にしないがために何か努力をしてきたことがあるのかどうかということで、経過のことはもうさんざんいろいろ議会でも聞いていますので分かるのですが、廃校をしないがために何か努力をしてきたことがあるのかをお聞きしているのですけれども。ないのか、あるのかでいいです。していないものをあると言ったってしょうがないし、では何があるのかの話になりますので、そういう努力をしてきた様子がちょっと私にはうかがえないものですから、ここで今質問しているのですけれども。

（教育部副部長兼学務課長）笠原小学校に限らず、前にも答弁をさせていただいた記憶があるのですけれども、各学校、教育委員会とも連携をしながら、各学校長の努力の下、特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりというのはどの学校も一体となってやってきたわけでございます。そういう中で、様々な笠原小学校独自の行事等があるのも承知はしておりますけれども、その中で複式学級が生じてしまうおそれがあるところまで減少してきてしまっているということは確かに、これはもう事実として数字として出てきているところでございますので、そこまで出てきている状況の中で、適正配置という大きな視点の中でやっぱり考えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

（加藤）先ほどの1回目の質問でも言いましたけれども、各学校でそれぞれの特色ある学校づくりとやっているのは私も承知の上です。そうではなくて、本当にこんなに児童数が減ってしまった中で、やはり本当に教育委員会として笠原小学校を特に力を入れて、やっぱり今全国的にも、それに並んで鴻巣市も人口が減っているのはもう誰も存じている内容ですけれども、やはり本当に特色あるという、そんな程度でなくて、もっと魅力ある学校づくりをすればどうなのかなとか、そんなことを考えたことがあるのか。それで、そういう考えたことがもしあるのだとすれば、こんなに子どもたち少なくなつて、どうしたらいいのかと悩んで、では

そんなことを考えたことがあるのか、それでそのような教育委員会として何か努力をしようと、私にはしたのは見えないので、しようと思ったけれどもしなかったとか、全然なかったとか、そんな答弁でいいので、ちょっとお聞かせください。

（教育部参与）加藤委員のおっしゃるのは、例えば小規模特認校だとか、そういったほかの学校から人を呼び込むための取組ということなのかなというふうに私は理解したのですけれども、笠原小学校、今はいませんけれども、以前には人数が少ないところで学びたいというお子さんもいらっしゃって、大きい学校から教育的配慮でお認めをして移動したケースもありました。また、特認校等々については、他市でやられている状況もいろいろ調べさせていただいたのですけれども、なかなかそこで劇的に児童数が増えるというようなことも見られなかったものですから、そこについて今回例えば制度改正をして特認校の形でやるということまでは判断はしませんでした。当然、先ほども一番最初に申し上げたとおり、小規模なところで学びたいというようなお子さんでは、相談の過程の中で教育的配慮ということでお認めをしたところもありますので、そういったところの対応のほうはさせていただいたということでございます。

以上です。

（加藤）特認校的なことも見てみたけれども、あまりいい実績がないというふうなこともあるというふうなことで、やろうというところまではいっていなかったというふうなことだったかと思います。私これ一般質問もしていますので、これで終わります。

（諏訪）では、通告に基づきまして質問させていただきます。

まず1点目でございますけれども、今の加藤委員の質問にも追ってになりますが、まず第1に廃止の方針を決めたのはいつなのでしょうか。

（教育総務課長）教育委員会としまして今回の方針を決定したのは、第6回の6月に開催いたしました定例教育委員会の際に、現在の、まず今年度小・中学校のあり方研究懇話会という会議を開催しておりますけれども、そちらの中で市内の小中学校の児童の推移等を説明する中で笠

原小学校の議論になりまして、その中でいただいた意見の中で、笠原小学校については今後、より小規模化することが見込まれるといったことですとか、今現在1年生の保護者が、今回笠原小学校に入学する予定だった1年生の保護者が全員鴻巣中央小学校を希望されて、学校のほうを変更されているといった事実もあることから、スピード感を持った対応が必要ではないかということがございました。そういったことを受けまして、教育委員会として一つの案として笠原小学校と鴻巣中央小学校の統廃合というのを方向性として決めまして、その後総合教育会議というのも6月のたしか30日に開催したのですけれども、その中で教育委員と市長の意見交換の中でも市長にも一定のご理解をいただいたということで、教育委員会としての決定を笠原小学校にいらっしゃる児童の保護者の方にまずお話をお伝えしたというのが7月にございました。

7月にまたお話をさせていただきましたところ、その中で特に低学年の保護者からは、すぐにでも笠原小学校から鴻巣中央小学校に移動したいのだというようなご希望もいただきました。そういったこともありましたので、次の定例教育委員会ですけれども、そちらでご意見等をお話をさせていただきましたして、9月に開催しました第9回の定例教育委員会的时候にスケジュールのほうも示させていただきましたして、令和4年4月1日ということで今スケジュールのほうを決めさせていただいているというような形で進んでいるところでございます。

以上です。

(諏訪) ただいま第6回の定例教育会議の中で方針を決定しているということでもございましたけれども、この間、6月の鴻巣の市議会、また9月の市議会の中で、一般質問で笠原小の問題はかなりいろんな議員がしておりますけれども、一切市教委が笠原小廃止を決めたというご答弁、一度もいただいていたのです。そして、7月10日の笠原小学校の在校生、2年生、3年生、4年生の保護者会、ここで初めて笠原小学校に関するスケジュール、今後のスケジュールというものを議会にも示さないまま、7月9日、10日、市教委は今後のスケジュールを保護者の皆さんに配布しました。そのスケジュールの中には、これから起こる定例

教育会議の中でこの条例改正を決めていくというようなことと、次に議会に出すのだと、そういった流れになっています。

そして、9月の市議会の最終日に全員協議会の中で初めて、議会ではこのスケジュール案を示された訳なのですが、順番が違うし、廃止に進んでいるということを議員としては寝耳に水だったという感想を持ちました。そして、私もこの適正規模、適正配置の国が示した手引などをもう一度見てまいりました。もうこれ平成27年に国が示したものです。そして、今回のこの条例の提案も何度も言われていますが、まず子どもたちのよりよい教育を目指しているということでの条例の改正なのでございますけれども、この中で国が手引として出しているのは、学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校のよさを生かした学校づくりを行うか、それがきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断であると、それを国が認めているわけです。市教委は、適正な学校の規模として12学級から18学級というものを示されていますけれども、それはそれで国が示しています。ただし、それぞれ特色ある学校があるわけで、ましてやもう少人数で小規模校を長くやっているような学校で、地域の住民がしっかりとそれらを理解した上でなければ、適正配置といえますか、廃校にするなどということは考えてはならぬというふうに、私はこの平成27年の国が示した適正配置への手引を見て改めて思ったところでございます。

そして、この適正配置の手引の中には、地域の住民の声を聞くためにアンケート等を行うということも示されております。そして、それに基づいて市教委もアンケートを行っています。このアンケートの中で、とりわけ笠原小学校の廃校に関する設問の中では、これは平成27年に行ったアンケートなのですが、早急に適正配置を考えるべきが15%、将来的には適正配置を考えるべき、32%、そして複式学級、複数学年の混合学級でもいいから笠原小学校を残すべきと、維持すべき、40%ありました。そして、その他回答がはっきりしないものが13%ということでございます。これに基づいて、やはり地域の住民の声をしっかりと聞くこと、それが重要だと思いますけれども、このアンケート結果どうなったので

すか、そこを伺います。

(教育総務課長) まず、スケジュール案につきましては、小・中学校のあり方研究懇話会の中で、ただ説明されてもイメージが湧かないので、実際に統廃合になるまでのスケジュールみたいな表を作って説明したらどうかというようなお話をいただいたことから、具体的な何年何月に議会に出すとか、何年何月に統合にするとか、そういった日にちは入れないで、あくまでもスケジュールとして想定されるのはこういったものが考えられますというものを作成しましての説明会での資料という形にさせていただいたところでございます。

あと、地元の方のお話とかということもございましたけれども、市内全体の適正配置に関する検討は、何度も申し上げますけれども、平成27年に鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方を策定して、約5年間で審議会とか地元の皆さんとの意見交換会、そういったものを約30回程度実施しまして、笠原小学校に関する検討についてはそのうちの約半数近くに上っております。そのような中、先ほども申し上げましたけれども、児童数が著しく少なくなっていることや、1年生がゼロ人となっていることで保護者を中心に不安を感じる方からの相談等を受けていたということに加えて、次の新入学児童に関しましても現実的に入学時期は待ってくれない、スピード感を持った対応が必要であると考えていることから、教育委員会としてはこのまま何もしないというわけにはいかないために、教育委員会としての方向性、先ほどご説明しました方向性を示しまして、保護者の皆さんとの意見交換会、また未就学児童の保護者との意見交換会を開催しまして、コロナ禍ということもありましたので、地域の代表である自治会長の皆さんにもお集まりいただきまして、意見交換会を開催したということです。

加えて、自治会長の皆さんとの意見交換会時にもお伝えしましたけれども、コロナ禍においてはなかなか不特定多数の方に集まっていただくのが難しいという状況ですので、それでも可能な限り多くの方のご意見をいただきたいと考え、教育委員会の方針を示した上で、地域の759世帯に対しましてアンケートを実施し、今公表しているというところでござい

ます。そういったことなので、全く地域の方の話を聞いていないということではなくて、さらに前回のアンケート調査の結果もございますけれども、状況がどんどん変わってきているということもございます。地域の方のご意見、またその保護者との意見というのは相違もあるのかなと思うのですが、教育委員会といたしましては学校に通う児童の保護者の意見を何よりも尊重して、子どもたちの教育のことを何よりも第一に考えまして、今回の対応をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

（諏訪）この夏にまた「広報かがやき」8月号に挟み込んで、笠原地域の方々に、アンケートとは書かれていませんが、意見を求める、そういったものが入りました。それに関して87件でしょうか、回答があったと。すこぶる少ない回答でした。なぜかといいますと、記述式で書き込むスタイルでした。ですから、廃校を希望するのかもしれないのかというような、誰でも意思表示のできる、そういったものではなく、記述式ですので、なかなか出すのも大変だったと思います。そういった結果が僅か87ということでのものです。

私もその意見の内容を事前に知りたいと思ひまして、情報開示いたしましたけれども、個人が特定される内容があるということで、ほとんど黒塗りの情報開示でした。残念ながら、皆さんの思いがそこで知ることができなくて、とても残念だなと思ひます。ですが、この間笠原小を守り育てる会が行ったアンケート、僅か1か月、10月から11月にかけて行ったアンケートで、昨日も本会議上で質問ありましたので、その数をお話しいたしましたけれども、笠原地域の方、この笠原小存続を求める署名、端的です。存続を求める方々、笠原地域で762名が賛同の署名をされています。これが当初行ったアンケートとほぼあまり変わらないのではないのかなというふうに私思ひます。皆さんの思いがそんなに大きく変わっていないと私は理解しております。ですので、先ほど前任者も質問されましたけれども、この間小規模校をどのように理解してもらいながら存続させていくかという努力、市教委はしてこなかったのではないのか、

逆の方向、廃校にするのだというところに力を入れてきたのではないのかと私は思うのです。その辺はいかがでしょうか。前任者と同じような質問ですけれども、皆さんが望んでいる、存続を求めるための努力、どのようにされたのか再度伺います。

（教育部長）何度も申し上げているところでして、私たちは廃校をするために仕事をしているわけではなくて、委員もおっしゃるとおり、子どもたちのために、子どもたちがいかにいい環境で学習ができるかというところを第一に考えた上での、やむなく廃校にするというところを決断したわけですので、例えば地域の声とか、そういうのも分かりますが、署名いただいた、署名もされていますので、その数字としては現実的にあるのは分かりますけれども、そうではなくて、この間の説明会においても87件が記述式で少なかったというのは、記述させるから少なかったのだというふうにおっしゃいましたけれども、では説明会についても全世帯にご案内させていただいて、67人の出席がありましたけれども、その方が全員反対ではなかったわけですし、その67名というのは笠原地域の全体の人口からすると僅か2.6%の方でした。そういうところの多い少ないという議論ではなくて、その中でもそういう反対したいという意見と、ぜひ中央小学校との統合を進めていただきたいという意見、たくさんあるわけです。ですので、その教育委員会が進めているやり方というのはどうしても子どもたちのために、集団の中で多様な考えに触れて認め合って、協力し合って切磋琢磨するような状況をつくりましょう、そういう子どもたちがそういう思考力、判断力、問題解決能力を育むことができるような学校に通わせたいというところの教育委員会の思いですので、もちろん地域の方の声が自分も大切だと思っておりますけれども、何よりも保護者、子どもたちのために私たち教育委員会は今回の笠原小の廃校について決断をしたところです。

（諏訪）確かにみんなで子どもたちの教育環境を考えるということは本当に大事だと思います。そして、学校を取り巻く環境というのは学校の中だけではないというのももちろん皆さんの知っている限りのことだと思うのですが、地域の方が今回のこの廃校に関する思いが、やは

り廃校にはしないでという。理解ができていないわけです、はっきり言いますと。廃校にするというところが納得されていないわけです。そうすると、やはり強行をするという形に取られます。やはり小規模校であることは誰もが分かっておりますし、もうここ何年もそういった状況で、子どもたちが本当に健やかに育っているわけです。ですので、もちろん大規模校で学ばせたいという保護者の方もいらっしゃると思います。ですが、小規模校を、そこに学校があるということをもまず大前提にして残していく、そして先ほどの平成27年の国の手引の中で、小規模校を存続させる場合の教育の充実の方策をつくれと言っているわけです。その中で、小規模校のメリットを最大化して、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示することが大事だと手引にあります。このことに関してだけご答弁いただきたいと思います。

（教育部長）これまで教育委員会は、小規模校だから子どもたちが健やかに育っていないなんていうことは一言も言ったことはないと思うのです。さらに、この間の説明会でも地域の方が学校を残してほしいというご意見はいただいたのですけれども、中には同じ地域の中で、学校に運動会だとかいろいろなお祭りとかで協力されている方がいらっしゃいまして、その方の発言の中には、皆さんが反対されているけれども、私はここにいる方たちが学校で見たこと、全員とは言わなかったのですけれども、今皆さんが反対されているけれども、学校で来られているのを見たことないと、地域で子どもたちを育てるといふこととはちょっと違うのではないかなというところで発言された方はいらっしゃいましたけれども、諏訪委員がおっしゃる、あたかも地域全体が反対しているのではないかというふうなお話になっていきますけれども、私たちはそういうふうにご考えていませんので、今までいろいろな意見を電話とか窓口とかで受けた中では、賛成の方といいますか、本当に悩んでいる方はたくさんいらっしゃるのです。ですので、地域全体が反対しているというような捉え方ではないので、そういう部分を含めまして、地域の方も賛成の方もたくさんいらっしゃるという観点の中で、中央小学校との統合を進めているわけでございます。

以上です。

（織田）議案第95号のほうで質問させていただきます。

教育委員会さんからいただいたアンケート用紙とか、それから意見交換会の中身を読ませていただきました。この結果なのですが、何かとても不思議な状況が起きていまして、保護者である当事者がアンケート用紙のパーセンテージも低いし、あと保護者の意見が意見交換会の中からあまり見えてこないのです。それで、保護者よりも周りの60代の方とか70代の方が大分意見を述べたりして、アンケートにも答えているという結果が見られました。それで、教育委員会さんのほうでは、その当事者、本当に子どもたちを産み育て、これからの将来を守っていかなければいけない親、保護者の方の意見をどのように捉えていらっしゃるのか聞きたいと思います。

（教育部長）保護者の説明会とか、あと来年度未就学児の保護者の説明会等を行ってまいりました。会議録見るとなかなか判断できないところはあるかと思えますけれども、その場の雰囲気というのがありますので、そこから申し上げさせていただきますと、保護者の意見交換会とか未就学児の保護者の方とのお話合いさせていただくと、ほとんどの方が教育委員会が申し上げていることに理解されていると思っております。

一方で、これは全てではないので誤解しないでいただきたいのですが、中にはやはり笠原地域という、ある独特の風土といいますか、ある中で、やはり保護者の方が意見を言えない親御さんがいらっしゃるって、なかなか子どもをこうしたい、ああしたいという意見が言えないということを幾つも伺っているのです。そういう状況の中ですと、素直にアンケートに書けないだとか、地域の説明会に出づらいとか、そういうことをおっしゃっている方はいらっしゃるの事実です。

以上です。

（織田）納得いたしました。実は私、笠原小学校で保護者のお母様たち、お父様たちとお会いする機会がございました。家庭教育の講師に行ったのですが、そのときに本当のお気持ちというものを聞くことができました。それが全く今回のアンケートとか請願とかには反映されていないと

ということ、私は自分の実感してまいりました。そして、今部長が答弁なさったように、言いたくても言えない、私は説明会に一度も行けていませんと、義理の父が行っているのですというふうに言っているお母さんもいました。だから、何も分からないのでとても不安ですというのが本当に保護者の実際の気持ちなのだということが、このアンケートと意見交換会の結果に何か如実に出ているような気がしたので、今質問させていただきましたが、確信いたしました。

もう一点お聞きしたいのですが、例えば仮に笠原小学校を残して、5人、6人の複式学級になって、少人数で6年間過ごしたとします。そのままの状況、集団生活を知らないままの状況で学域の中学校に上がって、突然一人、30人、35人学級の中学校に上がったときに、子どもたちにかかる弊害、すんなり集団生活に溶け込めたり、また不登校になったりしないという、どのような弊害が生まれるかというようなことはお考えになっていますか。私はちょっとこれ無理だと思うのですが、教育委員会の見解を聞きたいと思います。

（教育部長）一般的に、例えば小中連携等の試みも進んでいる地域あるかと思うのですけれども、小中連携をするというのはどういうところかというのと、これも一般論として中1ギャップという言葉があるのですけれども、6年生から中学1年生に上がるときに、やはり生活があまりにも変わって、中学に入ると委員がおっしゃるような不登校とか、場合によってはいじめとか、そういうところにつながっていく可能性があるわけですが、そういう部分においてやはり、特に小規模と申しますか、人数が少ない小学校から大きな中学校に上がるとか、やっぱり子どもとしては相当な不安があるのだと思います。私の近くで聞いた、笠原小ではないのですけれども、やはり近くの小さな学校で、市内の小さな学校から中学に行くときに、そのお子さんは毎日眠れない、不安で眠れない、今まで小さな学校で育ってきたけれども、今度中学に入るのに、怖いのでしょうかね、きっと。夜も眠れなく、不安だと泣いていたということも聞いております。やはりそういう接続の部分とかもスムーズにできるように、1小学校において1中学校というところでスムーズに育つ

ていけるような、そういう仕組みづくりをするのが教育委員会の使命だというふうに考えております。

（織田）私が家庭教育アドバイザーで研修受けた内容と同じお話を今部長がしてくれました。あと、私も今回一般質問を出しておりますので、あとのことは一般質問でやらせていただきます。

以上です。

（金子）何点か質問いたします。

95号でございますけれども、前任者のほうもちょっとお話がありましたけれども、昭和50年ぐらいですか、50年か51年のときに馬室中学校、それに箕田中学校、それに笠原中学校ということで、中学校が廃校になったと。新しく鴻巣西中とか、南中とか、そういうふうな時代の流れがございました。私も記憶をたどっていきますと、それこそ二、三年ぐらいの間に廃校ということで、非常に何かスピーディーにというか、変なあれですけれども、地域のほうの、あの時代のやり方ですから、それはそれとしていいのですけれども、そういうふうな流れの中で見ていくと、今回は平成27年からいろいろなことをおやりになっていると。いろいろ教育委員会さんのほうも、また行政のほうも考えていらっしゃると。その中で、少子化ということで、これは歯止めかかりませんよね。これから10年、20年、またこれが時代とともにどういうふうに変わっていくか分かりません。ですから、それこそ子どもたちを中心に考えてもらいたいと。しかし、子どもたちが小学校1年生、2年生、どこに行きますか、行きませんか、あの学校がいいとかというのは、これは判断厳しいと思うのです。やはり保護者の方が中心となって真剣に考えていただきたいというふうに私は思います。

その中で、昭和50年あたりのときの廃校の手続というものと今と比べて、同じようにやられているのか、それともさっき言ったように、ちょっと時間をかけて、それこそきめ細やかに私はされていると思うのですけれども、そういうふうな流れとしてどのように行われてきたのか、ちょっと再確認ということでお話お聞きしたいと思っております。

（教育総務課長）お答えをさせていただきます。

大変申し訳ないのですが、昭和50年当時が、私のほうがちょっとその辺把握はしていなくて大変申し訳ないのですけれども、今現在の考え方としましては、まず平成27年から小中学校の適正配置等審議会を開催したという経緯がございます。今後やっぱり児童生徒、どんどん少子化が進んでくるかと思うのですけれども、その対応につきましては小・中学校のあり方研究懇話会、現在ございますので、そちらの中でいろいろ話し合ったりしながら、また必要があれば、また適正配置の審議会も開催をしながら、地域の方ですとか保護者の方々、特に教育委員会では保護者の方々の意思を重視したいと考えておりまして、保護者の方々と意見交換、説明会等を行いながら丁寧に対応していきたいというふうに考えております。ただ、今回の笠原小学校みたいにスピーディーにやっぱり対応することもあるかと思いますので、ケース・バイ・ケース、状況に応じた対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

（金子）次に、笠原小学校、中学校と比べますと、というのは小学校と中学校を比べますと、中学校はやはり体力的に優れているというか、丈夫になっていると。小学校は、小学校1年生から6年生までと非常に、体力育成途中ということで、弱い子もいるし、病気がちな子もいるし、体力的に差がある子どもいます。そういうことを考えますと、これからそういうことも考えた上で、マイクロバスというか、登校時のバスを出していただいたりしているかと思うのですけれども、この小学校は、確かに中学校よりも小学校のほうが、私も記憶というか思い出にあるのですけれども、やはり地域の中心的な中核的な存在ということで形成されていると思うのですけれども、もしこの笠原小学校、言ったら小学校、鴻巣市内にある小学校がどんどん、どんどん少子化のために廃止というふうな考えということで進んだ場合、それと今回笠原小学校が議題になっていますけれども、これをこのまま存続した場合の影響等につきまして、教育委員会のほうではどのような方向づけということで判断されていたのか、ちょっとお聞きいたします。

（教育総務課長）まず、今後の学校、どんどん小規模化していったとき

の考え方でございますけれども、こちらにつきましては今後審議会等を開催いたしまして、どういった形を取るのかということで、ある程度今回みたいな統廃合ということも想定されるところでございます。そうした場合、残った学校なのですけれども、やはりその学校というのはその地域のコミュニティーの拠点、また防災の重要な要ということがございます。そういったところを念頭に置きながら、引き続き地域の方々がご利用になれるようなものができたらいいのかなというふうに教育委員会では思いますけれども、この辺につきましては全庁的に庁内検討委員会等を開催して、そちらの中で意見を出し合ったりですとか、また地域の方々の意見を聞きながら、その場所場所で決定されていくものではないのかなというふうに思っております。

（金子）最後の質問になりますけれども、私のちょっと聞いたところでは北本市が、これは小学校ですか、今年か来年か分からないですけれども、2校あるところを1校に併合というのですか、統合というか、されたということをお聞きしておるのですけれども、鴻巣とは状況がとか、考え方とかいろいろありますけれども、違うかと思うのですけれども、それについてもし分かる範囲で、その進め方とかについて参考になればと思うのですけれども、お聞かせいただければと思います。

（教育総務課長）私がちょっと北本市の課長と話した程度のことになってしまうのですけれども、やはり北本市でも小規模化した学校と、鴻巣中央小学校程度の学校がございまして、その2校を1つに今回統廃合ということで進めているということでございます。それについて特に地域の方々からは反対等はなかったというような話は聞いておきまして、やはり学校としてあまりにも小規模化してしまうということになりますと、それなりのやっぱり子どもたちへの教育的な影響があるということが考えられますことから、そんなに反対がなかったのかなというふうに思っております。

それとあと、行田市のほうも実は今学校の再編というのを進めておきまして、行田市は全ての地域を幾つかの区域に区切りまして、そこの学校を何年度までに統廃合するというところで進めております。今後の考え方

なのですけれども、本市もそういったことも視野に入れながら、適正規模、適正配置に取り組んでまいりたいというふうに思っております。  
以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第95号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例に反対の立場で意見を申し上げます。

この5年間、鴻巣市は鴻巣市立小中学校適正規模、適正配置の検討をしましてまいりました。そして、その適正配置のところでの審議会では、今すぐやらないというようなことであったと思います。そこにつながるように、笠原小学校の通学区域審議会、こちらも開かれました。ここでも決定がされませんでした、附帯意見は出ましたけれども。通学区域を変更するということに関しては、審議委員さん皆さんがそうするべきではないという決定をしたのです。ですが、なぜか市教委が進めてきたのは笠原小学校を廃校にするという案でした。先ほど教育委員会の定例会の中で方針を決めたということでございます。この間のこの5年間の様々な方々の意見を聞きますと、今こういったことをすべきではないというのが大方の意見なのです。とりわけ今コロナの時代で、少人数学級が求められています。鴻巣市は19校の小学校がございすけれども、少人数学級を全ての学校で行おうとしたら、学校を廃校にしていることはできないと思います。そういった意味からも、今出されている条例に関して反対といたします。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（加藤）議案第95号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する

条例。この改正する条例は、笠原小学校を廃校にする条例であり、反対の立場で討論を行います。

平成27年から笠原小学校、常光小学校、中央小学校を1つのエリアとして適正配置、適正規模の審議会を設置し、審議をしてみましたが、結局結論が出ないままの答申が出されました。その後、説明会やアンケートを実施し、地域の方たちからの意見を聞いたということです。しかし、アンケートの内容を見る限りでは、すぐにでも中央小と統合してほしいという意見は少々あるものの、ほとんどの声は147年も続いた地域に密着している笠原小学校をなくさないでほしいという意見が数多くありました。学校がなくなってしまうということは、地域のコミュニティーも壊れてしまうおそれがあります。学校がなければ、どんどん人も他地域に移動してしまう可能性もあります。

今回は、笠原小学校のことではありますが、市内の小規模校と言われる学校が8校あります。行政は廃校ありきの考えであり、児童数を増やす何の努力の様子も見受けられません。ただ数字合わせ的なことで廃校を考えているようにしか思えない。いつその他の小規模校に的を当てられるのかと思うと、非常に心配になってまいります。いろいろと手を尽くした上で、どうしようもないという時期まで検討し、決定していくべきだと思います。先般鴻巣市長さんへも、約4,300名の署名を添付して要望書も届いております。よく教育委員会はよりよい教育環境を子どもたちのためにというふうなことを申しておりますけれども、必ずしも大勢での集団生活がよりよい環境とは言い切れるものではないと思います。先ほど申し上げましたように、市長もこの要望書を真摯に受け止めるべきであるというふうに思います。よって、この鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例に対しまして反対討論といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第95号 鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例につ

いて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時56分)



(開議 午後2時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議請第4号 笠原小学校の存続に関する請願書について、紹介議員の説明を求めます。

(諏訪) 本会議上でもご説明させていただきましたが、笠原小学校の存続に関する請願書。件名は、地域とともに歴史ある笠原小学校を存続させること。要旨1と2で、1が地域の在り方に関わる学校の廃校を住民との意見交換会を抜きで進めるのではなく、時間をかけ、住民に十分な理解と納得を得られるよう努力すること、2つ目として、一人一人に行き届いた教育実現のために笠原小学校を存続させること、この2つの要旨を請願ということでご説明をさせていただきました。昨日も本会議場で質疑がたくさんございましたので、一応その以下の文章は読み上げません。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(金子) 昨日の議案審議の中でもいろいろな意見等が出されました。あと、考え方、それに進められましたので、それらを私も頭の中でちょっとまとめました上で、簡単にといいか、端的にちょっと質問させていただきます。

正直申し上げまして、先ほども議案のほうの説明というか、中でも、存続ありきではなくて、やはり継続するには何かということで考えると、その中でどうしてもということで、やはりそうせざるを得ないというふ

うな流れが、どうしても要因があれば、そのような流れということでも考えられます。ですから、私はどちらかというやはり存続ということで、非常に小学校というのは重要なところですが、でも、それを皆さんは教育的な立場、また行政的な立場、それに教育者、生徒さんを思って、いろいろなものを統合して、総合して考えていらっしゃるというふうに私は認識いたしました。ですから、本当に、教育は表も裏もありません。やはり一つとなって、この日本をよくするために、各県、市、また地域が一体となって子どもを育てなければ、これからの日本、よくなりません。そういう大きな考えの下に、私はこの議請第4号についても考えていただきたいと思えます。

そして、ちょっと前置きが長くなりますけれども、先ほども申し上げました、私のほうの住んでいる馬室地区においてもいろんな変遷がありました。その中で育ってきた上で、この内容について、やはり真剣に議論しなくてはならないということで、私も責任持って方向づけをしたいと思えます。

その上で、紹介議員に何点か質問いたします。紹介議員については、この笠原地区のほうとの現状というものをどのように認識していらっしゃるのか。漠然としておりますけれども、簡単でいいですからお答えください。

(諏訪) 私の知る限りでは、農村地帯、そして市街化調整区域ということで、昨日も市長もお答えになっていましたけれども、6親等までは移り住むことできるということですが、要するに市外の方々が新たに家屋を求めてということはできない地域というふうな認識しております。ただ、歴史深いところだと思います。この請願の中にも書かれております。明治5年、学制発布のときに初めて日本が小学校を義務教育化するというそのときに、地域の方がこの土地を提供して笠原小学校をつくったという、そういう歴史ある、教育に対しても非常に歴史深いところだというふうに認識しております。

(金子) ただいま紹介議員も笠原地区のことを認識ということである説明していただきましたけれども、やはり農村地帯ということで、私の住

んでいるところもやはり農村地帯なのですけれども、やはり市街化区域、調整区域、これはもう当たり前と言ってはなんですけれども、この畑は市街化だよと、この畑は調整だよと、だから6親等まで子どもは分家に出られるよとか、いろいろ私も親から教わりました。その中で、私はどこに出たいかとか、いや、この地域を出たい、引っ越すとか、いろんな考えというのが選択にありました。

ですから、今諏訪議員が言うように、農村地帯ということの言葉が出ましたので、それではこの農村地帯における小学校を存続させるためには、地域としてどのように考えて、どのような行動をされていたのか。特区ではないですけれども、いろいろなやり方をやはり検討する必要があると思うのです。それを地域全体で、ましてや5年、10年の中でこのような状況になったわけではないです。もうさっき言ったように昭和50年、笠原中学校が廃校になったときから、いや、これはまずいよと、これでは小学校もいずれなるのではないかというふうに考える人も少なからずいたと思うのです。その中で、やはり行政に働きかけて、どうしたらいいのだということで、幸いにも馬室地区辺りは市街化と調整ということで区分けして、逆に市街化を調整区域に変更替えと、逆線ということでするところもありました。ですから、それもみんなその地域の人たちが選択したわけですから、そういう流れがありました。それでは、それについて、それでは笠原地区の人たちはどのように考えて、どのように行ってきたのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

（諏訪）私も数少ない笠原地域の知人などから様々なことを伺っておりますし、今回行ったアンケートの中にもいわゆる市街化調整地域のことをお話しされる方は多くいらっしゃいます。11月14日に行われた説明会でも、行政が何もしないから人が増えませんと、川里の地域のように人が住めるように、転入ができるようにしていくことが大事ですと、それは説明会の中でお話しされています。実際に今までもそのように行政に働きを掛けてきたと聞いております。

以上です。

（金子）紹介者がそのような判断ということですので、それに

については理解いたします。ですから、これ以上言っても押し問答になってしまいますので。そういうふうな地域の状況というのが非常に密接に関係していると、それがこの廃校への議論するようなことにもなっているということでございます。

では、ちょっと話を変えますけれども、この笠原小学校、このように5年前あたりからこのような動きがあります。これについて、笠原小学校の保護者、特にPTAとか、いろんな先生も含めて、これについて地域と、地域とはまた別かも分からないですけれども、どのように考えて、どのように方向づけをされたのか。やはりこれは大事だと思うのです。5年前の子どもたちが今、言ってみれば小学校5年、6年になっているわけですから。そういうふうな流れの中で、やはり子どもたちもそういうふうな不安定な中で育ってきたわけですから。環境の中で。それを踏まえて、子どもたちのことを考えて、どのようにPTAとか環境、先生もそうです、それに地域の方たちも活動してきたのか、それについてもお答えいただければと思います。

（諏訪） ちょっと逆質問で申し訳ありません。活動をしてきたというのは、守り育てる会のことをおっしゃっているのでしょうか、それとも私、議員のことをおっしゃっているのでしょうか。

（金子） いや、どちらでもないです。地域としてのPTAとか、笠原小学校のPTAの人とか保護者とかはどういうふうに考えて行ってきたかということです。活動してきたかということです。

（諏訪） 質問の趣旨がちょっといまひとつつかめませんが、PTAの方々、それから地域の、この笠原小学校の保護者の方々がこの笠原小学校の問題についてどういった行動をされたかというご質問でしたら、私もこの間ずっと適正配置の審議会、笠原小学校の通学区域審議会、教育委員会等を傍聴させていただいています。その中で、通学区域審議会の中では、若い方が、多分保護者であろうなと思う方々も傍聴されておりまして。私自身といたしましては、笠原小学校は、毎年ではありませんけれども、小学校長等の懇談を求めて、それは教育委員会の教育長にもお話をさせていただいている上で、各市内の小学校で懇談をさせてい

ただいております。そういった中で、学校関係者、また小学校に勤めている、勤務をされている先生方とのお話を伺うという、そういった行動はしてまいりました。あと、地域の方々とは様々な場面でご一緒する、例えば学校問題の学習会などを一緒に開催して、小規模校、少人数学級ってどうしたらいいのかなど、学校に関してそういった学習会を持ってまいりました。

以上です。

（金子）はい、分かりました。

それでは、先ほどの続きになりますけれども、笠原地域のことということで、地域の方との認識とか、いろいろ状況はということでお話を聞きましたけれども、昨日の議案審議の中でも、直接相対で地域住民から聞いた人はいなかったようですよね。直接。それこそ親身になって、家に押しかけてと言っては変な言い方ですけども、それこそ膝を突き合わせて、それでは議論してと、方向づけとか、いろんな対策を練るとか、事によってはそれに感動して、自分も笠原地区に住みたいぐらいに応援してくればいいです。そういう方が議員の中にも、ちょっと昨日の発言の中では、直接相対で地域住民から聞いた人はいなかったようですよね。ですから、本当にこれで相手が説得できるのかと、相手の気持ちが理解できるのかということが非常に疑問というか、心配なのです。ですから、そういう点でも、やはり議員としての、これは諏訪議員、さらには紹介議員の人と、気持ちですけども、この範囲で十分満足であるのか、それで説得が地域の方にできたのかどうか、できたと思っていられるのか、ちょっとお聞きいたします。

（諏訪）この請願の紹介議員になるに当たって、当然笠原地域の問題として理解した上で紹介議員になっております。そして、この紹介議員の人数の枠がございます。6名ということです。昨日この6名の中には確かに直接保護者とお話をしたという者は菅野議員だけでしたけれども、日本共産党の竹田悦子議員は笠原地域の保護者の方と直接お話をしております。昨日は、この紹介議員の中でという質疑でございましたので、あの場では答えておりませんが、この問題を取りかかっている日

本共産党議員団の中で、もちろん直接保護者の方とやり取りをしております。そして、そういった声を受けて紹介議員になっているということでございます。

（金子）はい、分かりました。私も、少なからず鴻巣に生まれ育っています。それに、笠原地区のほうでも知人や友人、それと親戚もございます。そういうことを判断しますと、非常に複雑な判断がいろいろあるかと思えますけれども、先ほど来お話ししてありますけれども、やはり教育的な立場ということで考えると、例えば私の昔の例を出しますと、馬室中学校あたりも1学年2クラスということです。2クラスあれば、極端に言えば1クラスでもいいです、あれば、それこそ前もお話ししたかと思うのですけれども、ソフトボールにしてもドッジボールにしても、やはり楽しくできるのです。それが5人、10人であれば、これはどんな組合せをしたとしても、やはりちょっと楽しさとか、あと向上心が欠けてくるのではないかなというふうなちょっと考えも、考えというか、様子もうかがえるのではないかなと思うのですけれども。やはりいろいろな人たちと会って、いろいろ話をする、そしていろいろ個人が特色を生かすと。それを見いだすためには、やはり大きな、大きくても、人数的に今30人学級とかいろいろ言われていますけれども、やはり30人いれば、非常にそういう点がいろんな面で組合せができるのではないかなと、方向性ができるのではないかなと思うのですけれども、そういう点、少人数学級でそういうことを考えたときに、ちょっとできないのではないかなというふうに思うのですけれども、こういうふうな点はいかなもののでしょうか。

（諏訪）確かに人数の要るそういったもの、ソフトボールだとか野球だとか、チーム組めないと思います。ただ、それはやり方を専門の教育の現場の人たちがきっちりと考えていく、そして先ほど来交流事業を行っていくと市教委もおっしゃっていましたが、近隣の学校との交流事業を持つ中で、そういった団体競技を行うことはできるというふうに、私は教育の専門外ですけれども、思っております。

そして、日本のどこでも、笠原ではありませんけれども、過疎地域って

あります。島嶼、島だとか過疎の地域、そういったところでは、やはり子どもの人数うんと少ないわけです。ですが、そういった過疎教育というのもちろんと日本の教育界では位置づけられています。そういったところに学びながら、少人数、小規模学校のよさを生かして、教育の原点で子どもたちを育てていく。それは、学校の先生だったら、専門ですからできます。

以上です。

（金子）最後に、今の諏訪議員のほうの発言の中で、鴻巣市の中でそういうふうな学校が1つできると。それでバランスが取れるのかなとちょっと疑問に思ってしまいます。そういう点は、教育上どうでしょうか。よろしいのかどうか。それだけでいいですから、お答えください。

（諏訪）教育というのは、ほかと比べるものではありません。バランスがいいの悪いのではないのです。その地域にその学校がある、そしてそこで育っていくということが前提です。そして、子どもたちの足で通える、そういった学校が必要なのだと私は思っております。

（橋本）何点か質問させていただきます。

私も笠原小学校というと、少年野球でミカサというチームがあって、大変強くて、礼儀正しくて、本当にいい小学校だったという記憶をしておりますが、そのミカサ、少年野球のチームも、子どもが少なくなって、ほかの学校と一緒になったりして、今なくなってしまったという、そういう状態なので、これはもう致し方ないのかなと思うこともありますが、ちょっと1点、この請願賛同者署名、これのやり方なのですけれども、こういう性質上、やっぱり私ちょっと聞いたのですけれども、回覧板で回したという、取ったということをちらっと聞いたのですけれども、その事実と、そういうことがあっていいのか、それをちょっとまず1点確認させていただきます。

（諏訪）回覧板で回したというのは私聞いておりません。もしそうであれば、その自治会の中でそういった合意が行われた上で回覧板で回したというふうには理解いたします。

（橋本）それは回覧板って、諏訪さんの意見と、紹介者の意見として、

回覧板でもいいということで、そう思っているということでしょうか。

（諏訪）自治会、町内会さんの中で、こういった署名とは限りませんが、回覧板で回してくださいということが、決まりではないのですけれども、そういうことが慣例となっているのでしたら、それはそれでその自治会の在り方ですので、構わないのではないかと思います。

（橋本）分かりました。それは共産党さんの考えだということでも分かりました。

この中でちょっと残念なのは、賛同者4,251、最初ですから、これこの後もっと頑張って増えたのかと思ったら、実は数え間違いだった。本当にこれは大変な請願書だと思うのですけれども、真剣だと思っている人がこんな間違いするかなと、それはちょっと一言言いたいのですけれども。もう一つアンケート、アンケートを今日もらいましたけれども、昨日紹介者は、これ世帯だと言っていましたけれども、このアンケートの年齢何歳と書いてありますか。これ世帯なのでしょうか。ちょっとそれだけ確認させていただきます。

（何事か声あり）

（橋本）アンケートに、昨日これは間違いだと。たくさんこの請願、とてもたくさん間違えて嫌になってしまうのですけれども、72名と書いたのが、世帯の間違いだと昨日言っておりましたけれども、今日アンケートを見せていただいたら、年齢何歳と書いてあるのですけれども、これ世帯なのですか。

（諏訪）間違いと申し上げていません。785世帯のところ、572名の回答がありました。755世帯なのですが、1世帯1枚のアンケート用紙、そしてそこから572枚の回答があったということなのですが、この請願の内容に関しては不十分なところがありますということはお伝えはしてあります。そして、ただ間違いではありません。ですから、572名の回答があったということをございます。

（橋本）785世帯で572名です。そして、昨日もおかしいと、この回答率はおかしいねという話をしたのですけれども、この比率でいうと、人口が2,821人いたら、この回答率、これ比例すると1,613人が回答している

ということになるのですけれども、それプラス賛成が82%という  
1,323名、そしてその中でどちらでもよい13%足すと、大体1,532人が  
これに賛成か、もしくはどちらでもよいになるのですけれども、この笠原  
地域で740名、これ本当よく分からないのですけれども、僕は鴻巣市内で  
私たちが議会でいろいろやっても分からないのに、鴻巣市内の人にどう  
やって説明して1,970人、そして市外の方、もちろん市外で1,535人、ど  
のように説明をして取ったのか。もっと740名ではなくて、笠原地域で千  
五、六百名ぐらいこれ署名するべきだったのではないかなと思います、  
それどう思いますか。

(諏訪) この署名に取り組んだのは9月議会が終わってから、守り育  
てる会が9月議会の最終日に全員協議会の中で初めて廃止を表されたわけ  
なのですが、このまま廃止になっては困ると、そこからスタートした署  
名なのです。僅か1か月間で署名を取ったということで、私は逆に僅か  
1か月でこれだけの署名を取れたことがすごいことだと思います。そし  
て、守り育てる会の方から伺いますと、笠原地域の方、先ほども若い保  
護者の方々がなかなか地域柄自分の意見も言いにくいのだとお話をされ  
ていましたけれども、自分の意見を表明する、ましてやこういった署名  
に表すということは、あまり今までなかったことの中で、これだけ1か  
月で740名の方に署名をしていただいたということはすごいことだと思  
っています。

(橋本) すごく労力、大変だと思いますけれども、鴻巣市内、この笠原  
地域以外にこの1,970名、そして市外に1,535人のこの多くの署名するの  
なら、地域でもっともっとやるべきだと、私はそう思います。そう言っ  
てもああだこうだと言われるので、またちょっと次の質問させていただ  
きますけれども。

いろいろ昨日の本議会で、まず意見交換を抜きで進めることでなくと言  
ったら、紹介者、全く抜きではありませんと平然と言いましたが、びっ  
くりです。そしてまた、防災基礎拠点、施設が、この文章で、最も重要  
な施設が失われることを意味しますと、こんなことは一言も言っていな  
いのにそう書いてある。そして、最後の、文科省が小規模校の存在が教

育ができると、これも諏訪紹介者から明快な回答はなかったのでありますけれども、一番昨日で問題だったのは、市長が「私が市長現職中は笠原小学校は廃校にしない」、この部分です。11月14日の席上、市長から、発言が切取りであり、正しい内容ではないと話があり、笠原小学校を守り育てる会の方は謝罪した、訂正するのかと聞いたら、事務局に任せるといふ話だ、諏訪議員はそれを廊下で確かにそのやり取りを聞いており、発言した本人も確認したということです。これなぜ文章をまず訂正や削除をしなかったのか。本人もびっくりした。どこびっくりしたか分かりませんが、これはどうして削除しなかったのか伺います。

（諏訪）確かにこのところで11月14日に申し訳ないという謝罪をしたというのは確認はしております。ただし、それはなぜかといいますと、このことを認めたわけではなくて、要するに進行が最初の初めての1人目の発言だったわけなのです。その中で行われたやり取りで、そこでそこだけに執着をすると後の進行に響くということもあって、一応は謝罪をしているということと私は理解をしました。そして、ではなぜこれを訂正しなかったのかということですが、この文章が載っているのはホームページでももうアップされて、皆さんも読んでいらっしゃるかと思いますが、このように発言をした後で、皆さんの総意ならそのようにしようというのが付け加えられていました。ですが、この説明会の中で、市長がそのようにお話をされたところで、皆さんは、皆さんがというのはそこに居合わせた人たちが、ああ、市長が在職中は廃校にしないのだという気持ちになった、その後訂正がどのように行われたか分かりませんが、皆さんがそのように感じたわけです。ですので、あえて訂正はしなかったというふうに判断しています。

（橋本）ちょっとあきれられる言い訳だと思うのですが。その後、諏訪さん、昨日、私もびっくりしましたと。あれ何にびっくりしたのか、ちょっとお伺いします。

（諏訪）謝罪をしたことに驚いたわけです。

（橋本）謝罪したということ、事実があるのに、それは取りあえず謝罪したと、そんなことが、そういう前提でこの請願があつていいのでしょ

うか。紹介者、この請願を本当に通したいと思っているのだったら、いろいろ直して、いろんなどころ、これは違います、違っていましたと言ってやるのが請願だと思う。今まで9年間議員やっていましたけれども、10年間か、こんなに直したり、違う請願って見たことないのですけれども、これ直すべきで、紹介者はこの請願を本当に通したいと思っている。ただこれ出すだけだったら、出した人に申し訳ないと思うのですけれども、どう思っているのでしょうか。

（諏訪）時間のなかで急遽集めて、皆さんにご説明しながら賛同をしていただいた署名です。当然この請願書を通したいという気持ちはあります。

（橋本）すごく大事なこれ請願ですよ。それがいろんなどころで違って、これは違いました、あれは違いました、こういうことはなかったですとか、そんな請願では、ちょっとこれ議員としての問題だと思います。議員は一般質問、この場合でも十分に注意して正確を期すのです。間違ったときには訂正して謝罪する。今回謝罪ではなくて、それは……ただ謝罪しただけだ、それは関係ないとか、びっくりしたとか、それだけで済むと思いますか。こうやって市民に寄り添う気持ちがあればこそ、議員の品格として正しい文書を出すべきではないかと思います。紹介者、諏訪議員が市長の発言の部分を自分の耳で確認しているにもかかわらず、訂正も削除もせずそのまま通すというのは市民にとっても不誠実ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

（諏訪）先ほど申し上げたとおりですが、この請願書を集め切ったところで14日が説明会だったわけです。もう18日に提出をするという運びでございましたので、その部分は訂正をしなかった。また、私自身としては、訂正する必要はないと思っておりました。

（橋本）もう一度言いますが、議員として、発言また情報発信は事実に基づいて行うことって書いてあるのに、それはちょっと反しているのではないかと思いますけれども、これ以上言っても、ずっとそう思っているのでしょうかけれども、もし本当にこの請願を出した人にそういう発言は本当申し訳ないと思います、僕は。

あともう一つ、保護者の、昨日たしか、私は聞いていないけれども、ほかの紹介者は聞いていると。そうしたら、実際誰も聞いていなかったと。僕これびっくりしたのですけれども。紹介者もいろんな方が、この載っている方がこれまで何度笠原小学校の質問をしていたか。諏訪委員、もう一回今回また質問しておりますけれども、一番大事な保護者に会ったことがない、聞いたことがないと。これ笠原小学校の子どもにとってもすごく問題だと思うのですけれども、なぜ今まで保護者に会おうとしなかったのでしょうか。これ今日だけではないです。今まで、5年間ですよ。5年間の間に一度も会ったことがないと。うちの女性の議員はちゃんと会っています。その上で質問したりしております。なおかつ、すごく問題だと諏訪委員、紹介者は感じているのに、なぜ保護者に今まで会わなかったのか、ちょっとそれどうしてお伺いいたします。

(諏訪) 保護者の親御さんなどに会って、その状況を確認しております。以上です。

(橋本) もう一度。分からなかった。もう一度言ってください。

(諏訪) 保護者の親御さんです。に会って事情を聞いております。あとは、同じ議員団の中で直接保護者とお会いをしているということから、間接的に聞いております。

(橋本) もうびっくりですけれども、なぜ保護者の親御さんなのでしょうか。なぜ保護者に会わなかったのかと。もうそれがこの請願で皆さんが問題視してしまうその第1点だと思うのですけれども。子どものために、教育委員会は皆さん本当に子どものために一生懸命やっているのです。それなのにそれを全て否定して、何が悪い、いろんなことを言い出す。それで、なおかつ自分たちは保護者にも会っていない。こんなこと、この請願がそれではちょっとおかしいのではないかと思いますけれども、もう一度確認しますけれども、今回一般質問しますね。諏訪委員、もう一回しますよね。保護者に会うのかどうか、確認します。

(諏訪) 可能な限りお会いして、直接お話を伺います。

(織田) 実は私この請願書を読みましたときに、一つ一つ文言に対して質問していこうかなと思っていたのですが、あまりにも内容がちょっと

本当のことではないことが多いので、また今橋本委員の話を聞いていたら、何か何を質問してものれんに腕押しなのではないのかな、こちらの気持ち、保護者、子どもの気持ちを全く後ろに置いた請願者の発言になってしまうと思いましたので、この請願書についての文言一つ一つ精査していくよりも、ちょっと何点か紹介議員にお聞きしたいことがあります。まず、昨日も本議会でおっしゃっていましたが、この文章が間違っているのではないのか、文章が虚偽ではないのかということに対して、紹介議員は、そういう感じを表すためにとか、そういう思いを表すためにこういう文章になりましたというふうにお答えになっておりました。私から今日ご質問したいことは、虚偽の感じ、こういうふうに感じたのだ、こういう思いがあるのだということ伝えるためには文章に虚偽の記載をしてもいいとお考えでしょうか。

（諏訪）虚偽ではありません。例えば意見交換を抜きで進めるのではなく、ここが虚偽だと言われるのですけれども、住民の方々がこれは意見交換会だと思えるものでないということと、何度か行われてはいますけれども、説明会、意見交換会、さらにそれでは意見が交換できていないと何度も教育委員会さんのほうに申入れをしているという事実があって、この文章になったと思います。

（織田）では、この署名の表表紙にも請願書にも「地域住民との意見交換を行わないまま」という文章がたくさん出てくるのです。実際は平成27年から30回以上かけて説明しております。それでも十分な理解と納得を得られない、だから説明が行われていないというふうにご記載されるのであれば、一体どのくらいの時間と回数をかければ話合いがあったというふうに記載することになるのでしょうか。

（諏訪）回数ではないと思っています。そして、確かに意見交換会、それから様々な日にちも追って一覧表が出されましたけれども、皆さんもこれを御覧になられたと思いますけれども、学校評議員だとか、自治会だとか、そういったところの方々、それも参加者が3名だとか6名だとか、そういったことをございます。笠原地域に特化した意見交換会というのは本当に平成27年の始まってすぐの2回と、その後の2回だったよ

うに記憶しております。最後に行った11月14日の意見交換会は、これは昨日も申し上げたとおり、説明会ということで始めていらっしゃいます。以上です。

（織田）説明会でも説明しているわけですね。市民の方が意見を言わなければ意見交換会とはならないのかということ。それから、評議員の方が五、六人でやっているから、これは意見交換にはならないのではないかなのような今お話でしたけれども、であれば笠原における意見交換会におきましても、保護者の方がほとんど出ていないのです、当事者が。同じことなのではないのですか。

（諏訪）保護者の方、11月14日の意見交換会、説明会ということによろしいですか。

（織田）全てのことです。今まで何回もやっていたけれども、その中に30回といったって30回の回数の中には評議員とか関係ない方が出てきた会議が多かったのですということを紹介議員はおっしゃいましたよね。でも、それって同じことが笠原の意見交換会でも言えるのではないかと私は今お聞きしているわけです。だって、出てきているのが大体保護者の方よりも、その周りの地域住民の方が多いのです。

私が思うに、この笠原の今の問題というのは、恐らく笠原小学校、147年の歴史を持った小学校を卒業された方、そして毎日その学校を見ている方、自分の地域にこの学校があるのだよって思っている方たちがなくてほしくないという思いで言っていることだというのはすごく分かるのです。ただ、少ないその147年たった学校、多分残ります。防災拠点ですからね。学校はあるのです。だから、周りの地域の方に使っていただける拠点にすることができるわけです。ただ、そこで少人数学級で子どもたちに教育をすることがこれからの将来を担っていく子どもたちにいいことなのかどうかということ、このことを議論しなければいけないのだと思うのです。この請願見ると、残してほしい。多分残ると思うのです、私は。それは私の感想です。防災拠点でありますし、マンホールトイレも造っておりますし、それは多分必要だと思うのです。でも、そこで子どもたちを教育するには子どもの人数が少な過ぎる。先ほど私も質問で、

中学に上がったときのデメリット、子どもたちの、お聞きしました。私もそれは全く同じように感じております。五、六人で来て、一人一人先生がしっかり目の行き届いたところで来たお子さんたちが、中1になったら突然30人学級、35人学級の中に入ってうまくできるのか。そういうことを考えたときに、それだったらもう1年生のときからしっかり集団教育を身につけさせたほうが、子どもたちには大変それは親切なことだというふうに思っているのです。

納得いかないとおっしゃいます。ぜひ保護者の方に会ってください。私は、たまたま就学前健診のときにアドバイザーの仕事でお会いしました。皆さん保護者の方は、自分のお子さんは笠原小学校にやる、それは通学区域に笠原小学校があるうちはやるという、そういうお考えでした。そして、中央小学校に行かせると決まった保護者の方は、どうせ2年生から中央小学校と一緒にいるのだから、だったらもう早く慣らせるために1年生から上げたいというふうにおっしゃっていました。そういった保護者の方の切なるご意見を私は目の前で聞いてまいりました。それで、その保護者の方たちはとても教育熱心で、私に対する、講義に対して、ではこれはどうしたらいいのですかとか、ではこれはどういうふうにしたらうちの子にいいのでしょうかと、本当に具体的に熱心に聞いていただいて、私もそれ熱心に答えさせていただいて、本当に子どもたちのことをしっかり思っている親御さんだから、この学校がなくなるのは寂しいけれども、でもこの子どもたちはここで教育したらば、集団教育、そしていろんな面でマイナスになるので、どちらかに選ぶ。ただ、中央小学校にやったお子さんたちのお母さんは、通学が遠いから心配だとか、本当に逆に前向きに、今後中央小学校に行った場合、これをどのようにしていったらいいのかということの前向きに心配しているご質問をいただきました。まだ議会前でしたし、決まっていませんでしたし、私のほうでしっかり議会のほうで検討させていただきますというふうに答えて帰ってきたのですが、そういった方たちがまず心配しているのは、廃校ありきではなくて、統廃合になった後の子どもの在り方、子どもの教育です。それで、なくなったら困る、嫌だって言っている方たちは、恐ら

く愛着、自分が出た母校がなくなるのは寂しい。だったら、それをどちらもきちんとやることによって、これウィン・ウインの関係ができていくのではないのかなというふうに思っておりますので、本当にお願ひですが、このような片方だけの意見を真に受け、間違っただけの請願、そして署名活動をするによって笠原の住民をあおり、扇動する、これは議員のすることではないと思います。本当に、もしもこれが3日でも4日でも、2日でも、この文章を読んで、これは違うのではないかと思つたら、市民の方にここはこう直したほうがいいよ、これは本当のことではないよ、本当に残してほしいのだったら、子どもの教育のことも考えながら、どういった方法で残してほしいということを書いたほうがいいよと、そういうことを教えるのが議員の仕事ではないのでしょうか。そのところをどのようにお考えでしょうか。時間がないとおっしゃいましたけれども、2日も3日もあったわけです。

(諏訪) 確かに問題のある、分かりづらいところがあったというふうに認識はしております。ただ、これを訂正してという、もう請願書として提出をしていますので、訂正するつもりはありませんし、守り育てる会の方々もそのつもりです。これは、なぜ紹介議員になっているかと申し上げますと、本来の子どもたちの教育というのはいろんな立場から、いろんな角度から考えるのは当然です。必ず、もちろん当事者の声、必要です。伺うということも大事です。そして、地域の方々の学校への思い、それは子どもたちがどう育ってほしいかと、単なる郷愁だけではないということをお願いしたいと思います。そして、この地域、どの地域でも、子どもたちが教育をきちんと受けていくようにするためには、もちろんそこに議員がしっかりと向き合うということも必要です。そして、何よりもこの請願書の紹介議員になったのは、やはり廃校ありきで進められていく、この状況にしっかりと向き合いたいと、そういう思いもありました。

以上です。

(織田) そのように考えるのであれば、ぜひともそのときにそれをやっていただきたかったと思います。それだけのお気持ちがあつて向かい合

たいと思うのであれば、もう少し注意深く文章を見て、そして市民の方にこれは間違っているよ、こういうふうにしたほうがいいよというような、そのような余裕を持っていただきたかったというふうに思っております。

最後に、1つ質問させていただきます。こういった虚偽の報告で4,400人もの方を扇動したということは、これもしかしたら議員の倫理条例に抵触しているかもしれませんので、そこのところはちょっとお考えください。

それと、保護者の親の声を聞いているというふうに紹介議員はおっしゃいました。子どもを育てるのは親なのか、それとも祖父母なのか、そのことをお聞きします。

（諏訪）子どもの一番身近な大人が親御さん、また一緒に住んでいる祖父母かなと思っております。そして、それを取り巻く地域ではないかなと思っております。

（織田）では、子どもの将来に対する決定権を持っているのは誰でしょう。

（諏訪）それは、やはり親権のある親御さんだと思います。

（小泉）それでは、何点か質問させていただきます。

この署名に当たって、請願書の1、件名、2、要旨、3、理由については、署名者にはこの情報は伝わっているのか、それをちょっと1点確認したいと思っております。

（諏訪）昨日も、この署名どのように取ったのかというご質問がございました。そして、この請願書をつけて、署名用紙に参加していただいているというふうになっております。

（小泉）それで、昨日の議会の中でも意見があったかと思うのですけれども、先ほども織田委員と橋本委員のほうからもいろいろありましたけれども、やはり意見交換会を抜きでというところがちょっと私の中でも引っかかっているところでありまして、織田委員のほうから……虚偽ですかね、虚偽の表現ということで、昨日の諏訪委員のほうからは意見交換会は行われているということを理解しているというふうに私は感じた

のですけれども、やはり真実ではない表現を請願書に載せているということで、先ほど織田委員のほうにもあった相談云々かんぬんの、やっぱり思いを届けるに当たって、地域の思いを届けるのが我々議員の務めであって、私まだ若輩者ではありますけれども、そして地域の方々の意見を聞いて思いを届けるのが議員の務めだと思っているのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(諏訪) この請願書そのものは地域の方がお作りになったもので、これが地域の方の全てだと私は感じております。

(小泉) 先ほど織田委員のほうからも質問がありましたけれども、その辺ちょっと絡みがあるのですけれども、やっぱり請願者と紹介議員との中で、これからの話になってしまう、もう今この請願書が出ているわけでありましてけれども、これから地元の地域の方々、請願者と、また請願が出てくると思うのですけれども、その辺はやっぱり余裕を持って、ここは表現が真実ではない表現とかを使わないように対応できるのかどうか、ちょっとそれ1点確認させていただきます。

(諏訪) 請願の紹介議員になることはよくあります。当然その内容を見させていただいて、私が理解して納得した上で紹介議員になっております。ですので、当然事実即した内容であることを私も請願書を見ながら判断しております。

(小泉) 今、請願書を見ながら判断しているということであったのですけれども、ちょっと意見が平行線になってしまうかもしれないのですけれども、ではそれはあくまで、この意見交換会が行われているという昨日発言がありましたけれども、その事実については分かっているながらこの要旨の意見交換会抜きでということが記載されていることには何も疑問は思われなかったのか、ちょっと確認させていただきます。

(諏訪) この間ずっとこの地域の方々と様々な活動もしてまいりました。地域の方々の思いはよく分かります。そして、意見交換会を何度も何度も求めているけれども、なかなか開催されないということも私は聞いております。そういったものの中の思いが、この「抜きで」という表現になってしまったという理解でございます。

(小泉) あと、昨日の答弁の中で、先ほど紹介議員の中で保護者とお会いした方がいないということでありましたけれども、昨日議場で紹介議員は、菅野議員のほうが悪れ違った程度で保護者の方とは話をしたという話が、答弁がありましたけれども、そこで先ほど言われた竹田議員のほうで保護者から聞いているということでは先ほど伺いましたけれども、その部分というのは昨日は発言をしなかった理由は何かあるのでしょうか。

(諏訪) 質問者が紹介議員の中でという質問でございましたので、あえて、紹介議員ではありませんでしたので、竹田議員は名のらなかったということです。

(小泉) それとあと、請願者の署名の一覧を私も事務局のほうで見させてもらいました。ちょっと何枚か見させてもらったのですけれども、代筆の方のところは何か代筆というところがあったのと、ちょっと私の、私自身が感じたことなのではあるけれども、ある一枚の中で実際筆跡というのですか、筆跡が何か同じような感じで名前と住所が書かれているようなページがあったのを私もちょっと見たのですけれども、その辺の要は代筆、それが代筆って書いてあれば、私の捉え方ではあるけれども、筆跡鑑定をしたわけではないのであれなのではあるけれども、その辺の代筆の感じがしたのであれだったのであるけれども、その辺の署名の取り方について、先ほどほかの委員からも質問がありましたけれども、その辺の周知方法というのはできていたのか、ちょっと確認します。

(諏訪) この署名活動、多くの方が携わりながら各地域で行ってまいりました。当然その守り育てる会の方は事前に事務局方と一応お話をして、こういった署名の取り方というものをひな形を作って、署名用紙につけて、署名活動をする方々にお渡しをして行ったのですけれども、実際に署名をしていただく際に、代理で行っていると、代筆だということを記載しないで行ったところもあったと思います。一応は全ての署名活動を行う人たちに代筆ということも書くように、ただこれ代筆者を書かなければならないという、そういうことではなく、よりよい方法というふうには伺っております。

(小泉) 分かりました。

それと、最後に1点、前回の校長先生は笠原小学校廃校に反対だということで、昨日だったかな、そういう話があったかと思うのですが、やはり先生というのは笠原小学校のいいところ、悪いところというのを、校長先生なり教頭先生なりというのは、いいところ、悪いところいっぱい知っていると思うのですが、その中で今の校長、それと前の先生とか、その前の前の校長とか、その辺の方とは話合いがあったのかどうか、ちょっと最後1点確認させていただければと思います。

(諏訪) 大分前に笠原小の小学校長であった方も今回署名をしてくださったということもあります。そして、小学校長とは、先ほども申しあげましたように、年1回、申入れをして懇談をしている、そういう中でお会いしていますので、とりわけこの小学校存続だとか、そういったことではなくて、学校の状態だとか子どもたちの状態のお話を伺うということでは懇談はしています。また、笠原小で教員をされている方、されていた方のお話を伺う機会は何度か持ってきました。

以上です。

(小泉) それについて、諏訪委員が直接先生とお話をされてということによろしいでしょうか。

(諏訪) はい、直接お会いしています。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(織田) 笠原小学校の存続に関する請願書に反対の立場から討論いたします。

まず、請願の趣旨、2ですが、住民に十分な理解と納得を得られるようにのこのところの文言ですが、私は笠原小学校に来年入学させる保護者の方全員とお話しさせていただいて、保護者の方たちは理解し、納得していることが分かりました。皆さんが子どもに何が一番いいのか考えての結

論でした。ですので、この文章は正しくありません。また、集団生活をしてこなかった小学生が中学校に上がったときに必ず慣れるまで戸惑うはずですが、そのことにも言及されておられません。

次に、請願賛同者4,445名の署名ですが、笠原住民との意見交換を行わないままとあり、30回以上行った説明会、意見交換会を無視した文言となっております。さらに、署名を拝見させていただきましたところ、同じ筆跡の署名が多くありました。また、自治会経由で回ってきた署名は、書かないと村八分にされるから書いた住民も多くいると聞いており、当事者を無視しての反対派の虚偽の署名と判断せざるを得ません。紹介議員の誰も当事者と話をしたことがないことが昨日の本議会で明らかにされました。反対の住民に正しいことを教えるのではなく扇動したことは、議員の倫理条例違反に抵触すると言わざるを得ません。事情を理解していない市民を教諭するのが議員の仕事ではないでしょうか。それを周りからあおり、問題を大きくし、子どものために判断した保護者の方に後ろめたい思いをさせていることは、議員としての資質を問われても仕方がありません。

これらのことから、当事者である保護者と子どもたちと教育を置き去りにし、虚偽の内容が書いてある本請願に反対いたします。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（加藤）議請第4号 笠原小学校の存続に関する請願書に対し、賛成の立場で討論を行います。

今回のこの請願は、地域をはじめとした鴻巣市民といったたくさんの人たちの声を訴える請願であると受け止めて賛成討論を行います。明治5年に開校した笠原小学校は、147年もの歴史を持つ小学校です。少人数で一人一人に行き届いた学校として、地域とが一体になり、子どもたちや学校が育てられてきており、なくてはならない小学校です。数回の説明会やアンケートを取ったとはいうものの、アンケートの内容を見る限り、多数の方が存続してほしいという声が多大でありました。市長は、皆さんが少人数でもよければ、必要である限り廃校にはしないと明言してい

ます。しかし、他の学校を希望したいという声があり、またクラス替えのあることを望むとかいった意見があったというふうな理由を市長も申しながら廃校に至ったという話もあります。この望む意見がどの程度あったのか分かりませんが、全員の総意ではないというふうに認識します。存続する場合は全員の声と言いながら、クラス替えや他の人のその希望の声は全員でなくても廃校と決定することに理解できません。

今回4,445名、うち740名が地域の署名を添付した請願です。これは、鴻巣市内にある他の8校の小規模校に対する思いが込められた、非常に重い請願であると感じております。よりよい環境とは、必ずしも子どもたちが大勢いればよいというものでは限りません。廃校ではなく、小規模校のメリットを十分生かした教育を行政としてやっていくべきだと思います。よってこの議請第4号 笠原小学校の存続に関する請願書に対し賛成討論とします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第4号 笠原小学校の存続に関する請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第4号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で付託された案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、議事録の調製につきましては委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後3時17分)